地域社会研究

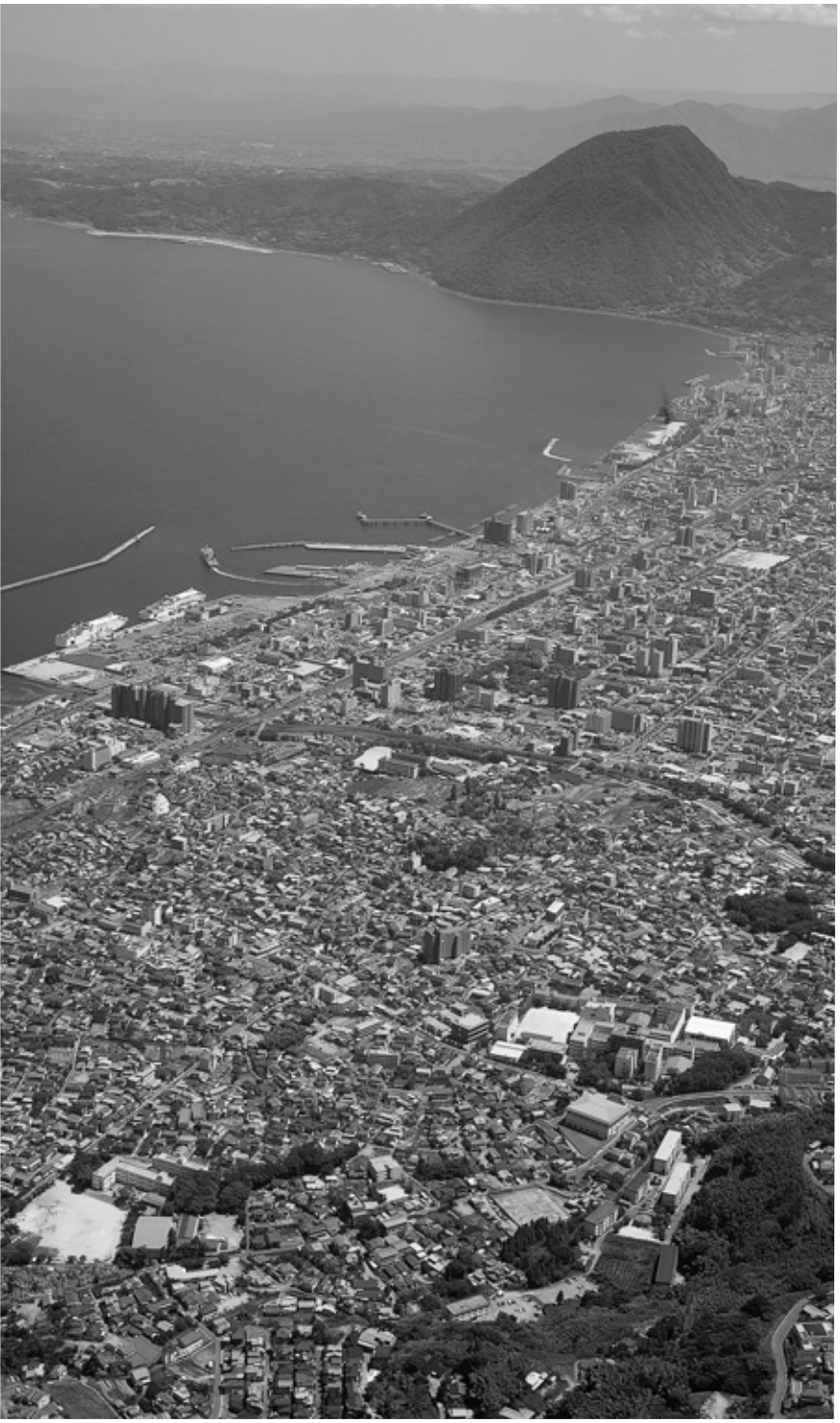

第32号
2021.3.15

繰り返し実施される市民討議会
……篠藤　明徳　1

豊山町・伊予市の市民討議会に関する
継続的調査研究の概要
……前田　洋枝　2

「自己組織化診断マップ」により
明らかになった関係者の階層化
……伊藤　雅春　6

市民討議会における職員･議員参加の
効果と可能性
　―愛媛県伊予市の事例―
……篠藤　明徳　10

市民討議会の継続的実施による
近隣自治体への影響
……前田　洋枝　14

市民討議会の現在とその特徴
……長野　　基　18

戦争の記憶を平和につなげる大分での
出来事
―第一次世界大戦時のドイツ兵俘虜の墓―
……安松みゆき　23

『野津原方言集』の電子化による
地域と学生の交流
……松田　美香　30

別府大学地域社会研究センター

繰り返し実施される市民討議会

別府大学地域社会研究センター
所長　篠藤　明徳

誕生から15年、OECD も注目

2005年東京都千代田区で試行実験され、翌2006年、三鷹市で誕生した市民討議会は、全国の自治体で実施され、その件数は400を超えると言われています。私がドイツのプラーヌンクスツェレを日本に紹介し、その簡易版として開発された市民討議会ですが、昨年は、「新しい民主主義の潮流」として注目されるミニ・パブリックスの実施事例として、OECD の報告書でも紹介されるなど、世界的にも注目されています。

同一自治体で繰り返し実施

世界のミニ・パブリックスの手法の中でこの市民討議会の大きな特徴は、同一自治体で繰り返し実施されていることです。誕生地である三鷹市はもとより、多くの自治体で毎年のように繰り返し実施されています。ミニ・パブリックスはグローバルレベル、地域レベル（EU など）、国家レベル、州レベル、自治体レベルなどで多様な公共的課題に対して実施されてきましたが、日本でもコンセンサス会議、討論型世論調査、市民陪審制なども実施されてきました。しかし、その多くは、学術的関心に根ざすものでした。その中で、市民討議会は、青年会議所の若者がともに開発し、普及してきたものです。

豊山町、伊予市での市民討議会

今回は、その中から、愛知県豊山町と愛媛県伊予市における市民討議会を取り上げ、継続的実施が及ぼすシステム的影響についての報告を特集しました。この調査報告は、前田洋枝准教授（南山大学）を研究代表者として、私も参加した研究プロジェクトの成果です。昨年10月18日、日本コミュニティ政策学会・研究総会で報告され、また、今年１月30日には、日本ミニパブリックス研究フォーラムが主催する第３回オンライン研究会でも報告されました。今号の記事は、この研究会の報告をもとに組まれています。

報告概要

まず、研究代表者の前田氏から、これまでの両自治体における市民討議会の実施と調査研究の概要が報告されています。次に、伊藤雅春教授（明星大学）は、継続的実施がアクターに及ぼすシステム的影響を論じています。同教授は、愛知学泉大学に在籍されていたときに、豊山町と協定を結び、継続的実施を実現しました。また、まちづくりコンサルタントとして伊予市における市民討議会実施も働きかけました。続いて私は、伊予市における議員、職員の参加による影響をインタヴュー調査から明らかにしました。また、近隣自治体への影響については、前田氏が報告しています。最後に、様々に実施される多様な市民討議会について分類的に概観したのが長野基准教授（東京都立大学）の論考です。

「地域社会研究」の貢献

別府大学地域社会研究センターが発行する「地域社会研究」は、市民討議会の15年間の活動を支えてきた重要な場でした。主だったものでも第11号、22号の特集号など数多くの号があります。センター創立者である秋田清前所長はじめ、多くの同僚のご理解とご支援があった結果です。現在、OECD や世界的ネットワークであるデモクラシー R&D でも注目される手法として認められてきたことに深く感謝したいと思います。

豊山町・伊予市の市民討議会に関する継続的調査研究の概要

南山大学総合政策学部総合政策学科
准教授　前田　洋枝

1 はじめに

愛知県豊山町の町民討議会議と愛媛県伊予市での市民討議会に関する研究は、篠藤明徳（別府大学文学部教授）を研究代表者とした2010年度からの科研費基盤研究（C）として始まり、筆者を研究代表者とする２つの科研費研究によって継続・発展してきた。今号の成果報告は、最新の2017−2021年度基盤研究（C）「熟議システムにおけるミニ・パブリックス型熟議の継続が自治体に及ぼす影響の実証研究」によるインタビュー調査の結果である。結果の報告に先立ち、本稿では豊山町と伊予市でのこれまでの研究の全体像を示す。

2 豊山町の町民討議会議の概要

豊山町は名古屋市北区と接しており、人口は豊山町総務部総務課企画財政・情報係（2019）によれば約１万5000人（2011年４月１日時点で１万4409人、2018年４月１日時点で１万5726人）であり、増加傾向にある。豊山町と研究分担者・伊藤雅春が当時所属していた愛知学泉大学を運営する学校法人安城学園は2008年に官学連携協定を締結しており（学校法人安城学園，2011）、2010年12月４日には豊山町・コミュニティ政策学会・愛知学泉大学コミュニティ政策研究所の共催で「コミュニティと自治体をつなぐ町民討議会」と題したシンポジウムが開催された。このシンポジウムでは篠藤が「自治を拓く市民討議会」と題して基調講演を行ない、市民討議会（町民討議会議）について理解を深めていただく機会を持った上で2011年度から町民討議会議を開始した。

豊山町の「協働のまちづくりを実現する町民討議会議」は①協働のまちづくりに対する意識向上の機会とする。②町政に対して従来サイレントマジョリティーであった多様な町民の意見を反映する。③総合計画の見直しに向けて幅広い町民の意見を今後４年間にわたり蓄積していく。以上３つの目的が開始時に示され（愛知学泉大学現代マネジメント学部伊藤研究室，2012）、2011年度から2015年度までの５年間継続開催も決まった上で実施された。また、町民討議会議の成果が評価され、2014年度の町民討議会議での町民討議会議の継続を求める意見も反映される形で、第４次総合計画後期計画、第５次総合計画（豊山町総務部総務課，2015，2020）には町民討議会議の継続が明記され、2016年度以降も実際に継続されている（表１）。

豊山町の町民討議会議は18歳（2014年度からは15歳）以上の町民2000名を毎年無作為抽出して招待する。定員50名に対して例年60〜70名が参加を承諾し、参加承諾者からさらに抽選して最終的な参加者を決定する。直前で都合がつかなくなる人もおり、実際の参加者は例年40名前後である。

プログラム作成・当日の進行は伊藤が担当し、住民・参加者への調査担当の前田と町民討議会議を担当する豊山町の総務部総務課企画財政・情報係（現在は総務部総務課企画・情報係）の間でプログラムの検討、参加者への質問紙調査の内容を検討して実施してきた。また、町民討議会議の参加者有志を中心に「豊山町まちづくりサポーター」（以後、「まちサポ」と略記）が発足後の2016年度以降、まちサポがプログラム作成と当日の運営・進行を主に担当している。会場には豊山町社会教育センターまたは豊山町役場が使用されている。

表１　豊山町町民討議会議概要

年度	開催日	テーマ
2011	10／30(日) 11／６(日)	●重点戦略の中で、住民の理解と協力が必要なもの ●第４次総合計画の中の重点事業以外の重要な事業を提案
2012	10／14(日) 11／４(日)	●地域公共交通を考える ●豊山町の防災問題を考える
2013	９／29(日) 10／５(土)	●豊山町の防犯を考える ●地域のリーダーを考える
2014	８／２(土) ８／３(日)	●豊山町の第４次総合計画の見直しの論点整理 ●第４次総合計画後期基本計画に盛り込む内容の検討
2015	８／１(土) ８／２(日)	全体テーマ：地域で子どもを生き生きと育てられるまち ●豊山町の魅力発信・PR 戦略について考える ●総合戦略のアクションプランを考える
2016	2017年 １／22(日)	●豊山町の魅力を高めるためには？ ●町民討議会議の今後について
2017	11／19(日)	●航空館 boon を盛り上げよう ●大地震が来たとき、私たちに何ができるか考えよう ●町民討議会議で取り上げてほしいテーマ
2018	12／１(土) 12／２(日)	●豊山町の現状と「いいね！」と思えるまちにするために ●将来の豊山町のイメージを語ろう
2019	６／30(日) ９／16(月・祝)	●協働によるまちづくりを進めるために ●豊山の元気を新たに創り出す取り組みを考える
2020	12／13(日)	●豊山町50周年を楽しもう

※１：2012年度と2013年度は2011年度の討議で総合計画において重要とされたテーマを討議する年度と位置づけられていた。また、2016年度は例年の町民討議会議だけでなく、５年間の振り返りのシンポジウムとも位置づけられていた。

※２：2020年度は例年と異なる点が２つあった。１つは新型コロナウイルス感染対策のため、定員を24名とした点である。もう１つは、町制50周年記念事業の検討に若者に多く参加してもらいたいという町役場の意向から、無作為抽出は21歳以上の町民から1000名とし、15歳以上20歳以下の町民は763名全員に案内を送るという変則的な参加者決定方法がとられた点である。

3　伊予市の市民討議会の概要

現在の伊予市は、2005年に伊予市、中山町、双海町が新設対等合併し誕生した（伊予市，2016）。このため、伊予地区（旧伊予市）、中山地区（旧中山町）、双海地区（旧双海町）の人口比率に沿って、市民討議会のための市民の無作為抽出が行なわれる。人口は約３万7000人（2015年３月31日時点で３万8444人、2020年３月31日時点で３万6763人）であり、近年は減少傾向にある。

伊予市の市民討議会は、第２次総合計画策定時に採用され、当初は2015年度のみ開催の予定であった。しかし、2015年度の市民討議会の内容が評価され、第２次総合計画（伊予市，2016）では協働のまちづくりの推進において「市民討議会の開催等による市民参画型の政策策定」と明記され、2016年度以降も継続されている（表２参照。2019年度のみ不開催）。伊予市の市民討議会は伊藤が伊予市役所で総合計画の策定や市民討議会を担当する未来づくり戦略室と協議してプログラムの作成と当日の運営・進行を行なっている。

伊予市の市民討議会では15歳以上の市民2000名を対象に無作為抽出して市民討議会に招待するが、市民であれば市議会議員・市役所職員も無作為抽出の対象に含めている点が特徴である（多くの市民討議会では無作為抽出の対象に含めない）。定員は50名であり、第１回は35名・第２回は32名、第３回以降は40名を超える市民が参加している。会場は、2015・2016年度はウェルピア伊予、2017年度以降は伊予市役所が使用されている。

4　豊山町と伊予市での調査目的と研究方法の概要

豊山町と伊予市における研究目的は、主に２つ

表２　伊予市市民討議会概要

年度	開催日	テーマ
2015	８／８(土)	●総合計画の未来戦略プロジェクトを提案する
2016	８／７(日)	●総合計画の未来戦略プロジェクト事業を市民全体に広げていくためには
2017	８／20(日)	●総合計画の達成目標を実現するための政策提案
2018	８／26(日)	●防災問題について考えよう ●まち・ひと・しごと総合戦略の達成状況の評価と新たな達成目標の提案
2020	９／27(日)	●総合計画×SDGs ●2030年までの達成目標を実現するアクションプランを提案

※2020年度の市民討議会は無作為抽出に対して参加を希望した伊予市民29名の他、愛媛大学の学生10名（多くが市外在住）、問題提起者８名（市民６名、市役所職員２名）が参加した。

ある。１つは小規模自治体におけるミニ・パブリックスの概念に基づく無作為抽出市民による市民参加形式「市民討議会」の継続開催がこれまで困難とされてきた民主主義のトリレンマ３原則（「熟議」、「政治的平等」、「大衆の政治参加」）すべてを満たしうる可能性を理論的に指摘するだけでなく、実際の事例で実証することである。もう１つは、ミニ・パブリックス型の住民参加の継続による効果やミニ・パブリックス型の住民参加の継続に対する評価を参加者、開催自治体の未参加市民、行政（市民討議会担当部局及び討議テーマの所管部局）、議会、地域団体、およびさまざまな形の情報ネットワークでつながっている近隣自治体の行政（討議テーマや市民参加の担当部局）それぞれの視点から実証的に明らかにすることである。具体的には以下の研究を行なってきた。

まず、市民討議会において「熟議」が十分に行なわれたと評価できるかは、プログラムにおける討議方法と参加者の意見表出や意見変容の関連の検討を研究分担者の伊藤が担当し、成果を発表している（伊藤，2016）。参加者に対しては市（町）民討議会の当日終了時に前田が質問紙調査を行ない、討議手続きに対する評価も尋ねている。

次に参加者および開催自治体の未参加の市(町)民に対する無作為抽出と市（町）民討議会の開催継続の効果や評価は、図１に示すように、豊山町は2011年度の町民討議会議開催前と５年間の継続後の2016年度、および当初単年度開催を予定していた伊予市は2015年度の市民討議会開催前と2016年度に無作為抽出の市（町）民2000名を対象に郵送法で質問紙調査を実施した。また、豊山町は、５年継続後の調査を行なった2016年には同時に2011年度～2015年度の参加者約200名にも郵送法により調査した。結果の一部は Maeda（2016）、前田（2017）などにおいて発表している。

また、参加者に対する市民討議会の参加効果や市民討議会に対する評価の調査に関しては、インタビュー調査も実施した。豊山町の町民討議会議参加者に対するインタビュー調査結果の一部は前田（2020）において発表した。

開催自治体の行政（市民討議会担当部局や討議テーマの所管部局）、議会、地域団体、および近隣自治体の行政（討議テーマや市民参加の担当部局）に対してはインタビュー調査を実施した。このインタビュー調査の結果のうち主体形成と関係者の意識変容の階層化を考察したのが今号の伊藤（2021）である。また、開催自治体の行政職員および議員に対するインタビュー調査の結果のうち、伊予市での調査結果を報告したのが今号の篠藤（2021）である。近隣自治体に対する調査は探索的に、豊山町のみに関して実施した。２市３町協働フォーラムの持ち回り開催など市民参加・協働に関して豊山町と公式・非公式な情報ネットワークで情報交換していると考えられた市・町のうち、2012年度から青年会議所と市が共催で市民討議会を実施している小牧市を除く、岩倉市・大口町・扶桑町に対するインタビュー調査結果を報告したのが今号の前田（2021）である。

引用文献

愛知学泉大学現代マネジメント学部伊藤研究室（2012）．第１回協働のまちづくりを実現する町民討議会議の記録

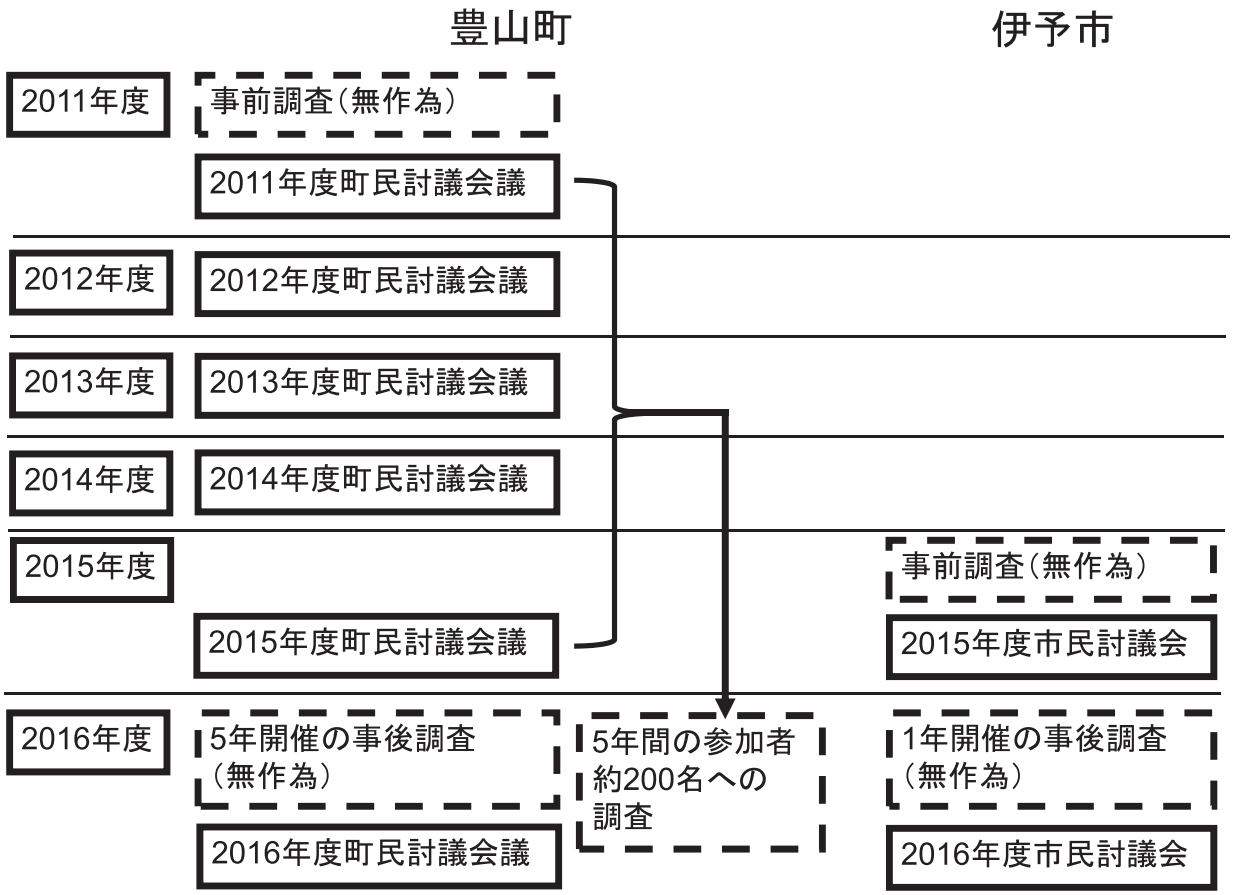

図１　豊山町と伊予市における参加者および住民に対する継続開催の効果を検討する質問紙調査

学校法人安城学園（2011）．平成22年度事業報告書　Retrieved from　https://www.anjogakuen.jp/wp/wpcontent/uploads/br_h22.pdf（2021年２月11日アクセス）
伊藤雅春（2016）．ミクロ―マクロ媒介問題の視点から町民討議会議を分析する　コミュニティ政策学会第15回大会大会資料集，76–77.
伊藤雅春（2021）．「自己組織化診断マップ」により明らかになった関係者の階層化　地域社会研究 *(32)*，6–9.
伊予市（2016）．第２次総合計画
伊予市（2020）．人口・世帯の推移　Retrieved from https://www.city.iyo.lg.jp/soumukikaku/shisei/tokei/population/transition.html（2021年２月11日アクセス）
Maeda, H.（2016）. Evaluation of Procedural Fairness and Empowerment in Participatory Policy Development: A case study of four consecutive years of Shimin Tougikai（citizen deliberation meetings）. *ICP2016 31st International Congress of Psychology PROGRAM*，193.
前田洋枝（2017）．無作為抽出と熟議の反復がエンパワーメントに及ぼす影響　日本社会心理学会第58回大会発表論文集，353.
前田洋枝（2020）．ミニ・パブリックス型熟議に対する参加者の評価の質的分析　日本社会心理学会第61回大会発表論文集，183.
前田洋枝（2021）．市民討議会の継続的実施による近隣自治体への影響　地域社会研究，*(32)*，14–17.
篠藤明徳（2021）．市民討議会における議員・職員の参加の効果と可能性　地域社会研究，*(32)*，10–13.
豊山町総務部総務課（編）（2015）．小さくてキラリと輝くまちづくり　豊山町第４次総合計画後期基本計画　豊山町
豊山町総務部総務課企画財政・情報係（編）（2019）．豊山町統計資料集平成30年版　Retrieved from https://www.town.toyoyama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/312/h30_all.pdf（2021年２月11日アクセス）
豊山町総務部総務課（編）（2020）．小さくてキラリと輝くまちづくり　豊山町第５次総合計画　豊山町

謝辞

本稿は科研費基盤研究（C）（課題番号22530148、17K03567）および科研費挑戦的萌芽研究（課題番号15K14091）の成果の一部である。

豊山町の町民討議会議・伊予市の市民討議会の参加者の皆様をはじめとする、本研究の質問紙調査・インタビュー調査の実施にご協力くださったすべての皆様に心から感謝いたします。

「自己組織化診断マップ」により明らかになった関係者の階層化

明星大学建築学部建築学科
常任教授　伊藤　雅春

1 研究の全体構成

1．1．研究の目的

本研究は、無作為抽出により選出された市民参加型会議の継続開催がコミュニティ規模の小規模自治体の意志決定関係者の関係性に与える影響を実証的に検証することを目的としている。

本稿においては、愛知県豊山町・愛媛県伊予市の市民討議会（豊山町においては町民討議会議）の継続開催事例を対象とし、周辺自治体も含めた関係者へのインタビューの全体像を「自己組織化診断マップ」としてダイアグラム化し、主体形成と関係者の意識変容の階層化について考察する。

1．2．２つの自治体の概要

愛知県豊山町は、2008年の都市計画マスタープランづくりから住民参加のワークショップに取り組んでいる。2011年以降の町民討議会議は2017年の「豊山町町民討議会議・シンポジウム」を除いてすべて無作為抽出による参加者の熟議の『場』として開催された[1)]。毎回2,000人に招待状を送付しているので15歳以上の町民は誰でも一度は招待状を受け取ったことがあるという段階を迎えていると考えられる。

愛媛県伊予市は、2014～15年にかけて文化複合施設のワークショップを本格的に導入した。この時の参加者構成は、公募方式で小学生も含め施設利用者を中心に声かけして10回のワークショップを実施した。その後総合計画作成のためのワークショップを経て、総合計画作成後に無作為抽出方式による市民討議会を６年間に渡り５回実施している［表１］。

表１　２つの自治体の概要

	豊山町	伊予市
人　口	15,726人 （2018.4.1現在）	36,652人 （2020.6.30現在）
面　積	6.18㎢	194.44㎢
議員数	10名	19名
小学校区	３校区	９校区
中学校区	１校区	４校区
高齢化率	22.5%	33.8%
	町民討議会議	市民討議会
第１回 開催日	41名 2011.10.30,　11.6	35名 2015.8.8
第２回	30名 2012.10.14,　11.4	32名 2016.8.7
第３回	42名 2013.9.29,　10.5	49名 2017.8.20
第４回	41名 2011.10.30,　11.6	42名 2018.8.26
第５回	41名 2014.8.2,　8.3	47名 2020.9.27
第６回 シンポジウム	40名 2017.1.22	
第７回	44名 2017.11.19	
第８回	32名 2018.12.1,　12.2	
第９回	36名,　33名 2019.6.30,　9.16	
第10回	19名 2020.12.13	

1．3．インタビュー対象者の概要

それぞれの自治体のインタビュー対象者は、豊山町においては、議会議長を始めとして周辺自治体職員を含む12名、伊予市においては、市長を始めとして参加議員、参加市民を含む21名である［表２］。

表２　インタビュー対象者の概要

	豊山町関係	伊予市
行政職員	６名(副町長含む)	12名（市長含む） ※内参加職員６名
議　員	２名	参加議員３名
市　民	４名 ※内運営市民２名	６名 ※内参加市民４名
周辺市町	６名(職員、議長)	
計	12名	21名

② 自己組織化診断マップの分析

二つの自治体の関係者インタビューの内容から「自己組織化診断マップ」［図１，２］を作成した。このマップには３つの関係性がダイアグラムとして表現されている。①組織間の関係性、②『場』相互の関係性、③個人間の関係性の３つである。このマップからは関係者の意識が次第に階層化していく様子を読み取ることが出来る。

第１階層：町民討議会議あるいは市民討議会が開催されていることは知っているが、実際に参加したことはないか、業務として情報提供のため出席したことがあるレベル。熟議の結果については関心がない、あるいはよく知らない層

第２階層：実際に熟議の場に参加したことがあり、熟議の結果についても関心を持っている層

第３階層：熟議の場の意義について評価しており、継続実施を主体的に担っている層

③ ミニ・パブリックスの継続的開催による関係者の意識変容の進化プロセス

３．１．市民討議会開催のきっかけ

一般的に自治体がミニ・パブリックス方式の熟議の『場』を開催する場合、外部の専門家等からの働きかけから始まる場合が多いと考えられる。本研究の二つの事例においても研究者グループの働きかけが開催のきっかけとなっている。加えて外部組織と自治体内部のキーマンとをつなぐ媒介者が存在していた点も共通している。自治体が新しい取り組みを実施する場合には、個人的な信頼関係に基づく組織的な働きかけが重要であることが分かる。

市民討議会を実施する行政内部の動機は、協働のパートナーとしての市民の掘り起こしが主要な要因であるという点と、実施するにあたっては、討議テーマに関わる利害関係者の意見調整と無作為抽出による市民の熟議内容のどちらを優先するかという葛藤が担当者にあることが、周辺自治体へのインタビュー結果から明らかになっている。

３．２．市民討議会を継続開催する場合の条件

外部からの働きかけによってもたらされた市民討議会を継続的に開催していくためには、自治体内部及び活動市民の中に熟議の『場』に対する信頼感の浸透と市民討議会の企画運営を担う主体の自己組織化[2)]が必要となる。豊山町では行政側からの働きかけもあって「まちサポ」と呼ばれるNPO組織が立ち上がり、６回目以降の町民討議会議の開催に積極的に関わっている。伊予市においては、様々な市民活動は活発に行われているが、市民討議会への関心は職員や議員へ広がってはいるものの市民との連携はまだ見られていない。

３．３．市民討議会への直接参加による関係者の意識変容の進化

市民討議会を継続的に開催していても行政職員内部の理解や関心がなかなか拡散しないことが豊山町のインタビューから明らかになっている。市民討議会担当部署以外の職員は、情報提供を頼まれて参加する以外直接市民討議会に参加する機会がほとんどないという縦割りの弊害があると推測される。議員の場合は、積極的な議員が傍聴する以外、市民討議会に参加する機会がないことが通常である。伊予市の市民討議会は、現役職員と議員も無作為抽出の対象としている特異な事例であり[3)]、継続回数が４回（インタビュー当時）にもかかわらずインタビュー結果を見る限り、豊山町に比較して職員と議員の市民討議会に対する認知度が予想以上に拡散し、意識の階層化が進んでいることが確認できた。

３．４．熟議の『場』実装（制度化）への展望

実質的に市民討議会を継続開催するためには、第２階層に相当する自治体関係者や市民の拡大が

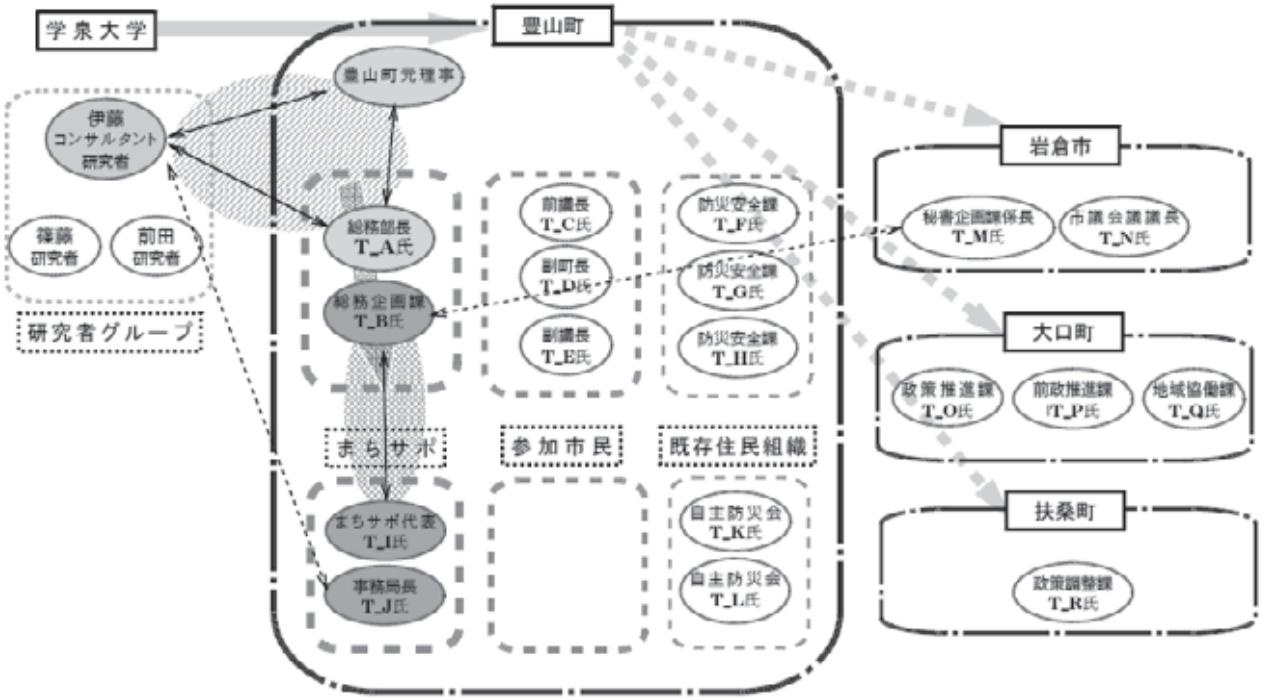

図１　豊山町の町民討議会議をめぐる「自己組織化診断マップ」

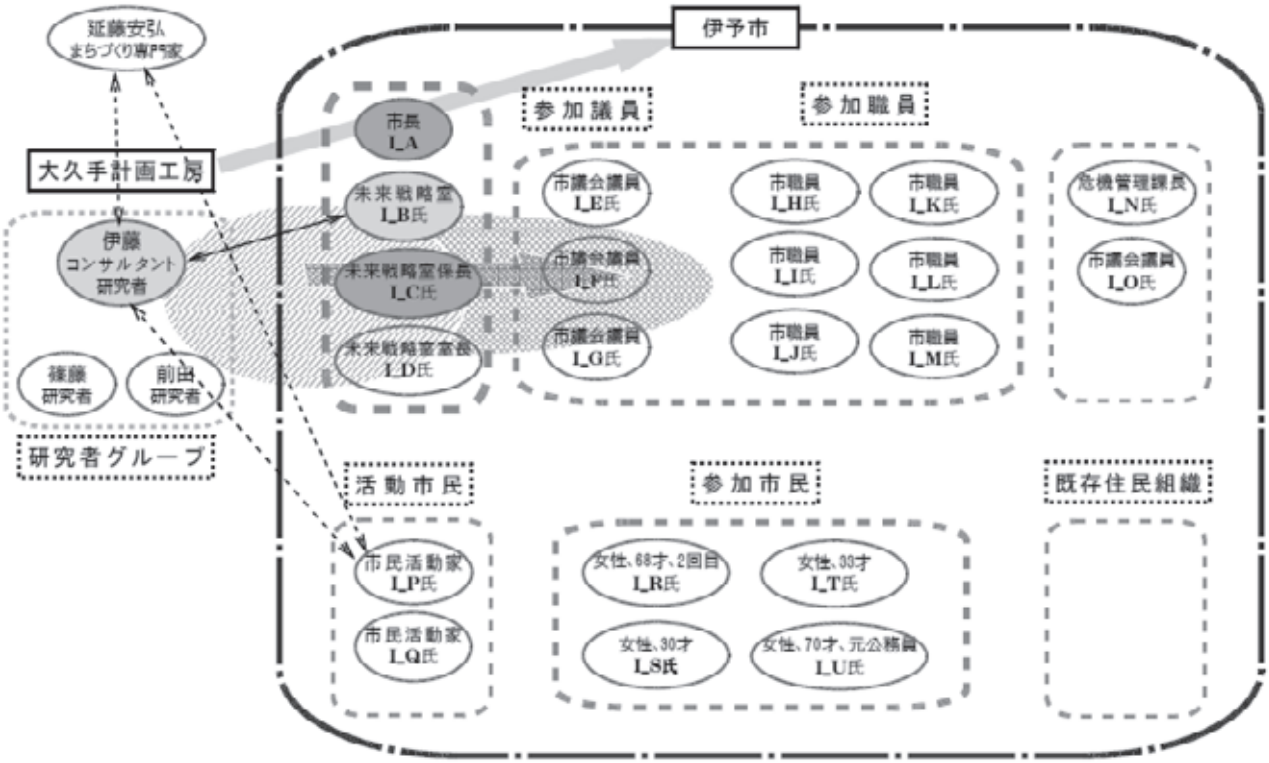

図２　伊予市の市民討議会をめぐる「自己組織化診断マップ」

凡例：３つの関係性

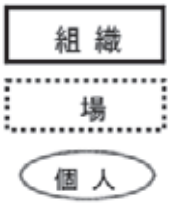

意識の階層化

主体意識の進化（自己組織化）

必要となる。その為にはこの規模の自治体の場合、前述したように市民討議会に直接参加する議員や職員を増やすことが効果的であることが分かった。さらに、第３階層として分類した企画運営主体の自己組織化を促すことが求められる。この場合重要なことは、構成メンバーの規模ではなく、職員・議員・首長及びパートナーシップの対象となる活動市民など、その自治体独自の事情を反映した継続可能な組織を実現していくことである。豊山町と伊予市の場合もそれぞれは独自の展開を見せていると考えるべきであり、同様の展開を想定することはできないと考えるべきであろう。

熟議の『場』の制度化は重要な目標ではあるが、十分な関係者の意識の醸成（階層化）と自己組織化が行われていなければ、たとえ制度を作ることができたとしても実際の熟議の『場』が実施されないという事態が起こりうることが周辺自治体のインタビュー結果から推測されるところである。

３．５．ミニ・パブリックスの二つの役割の検証

最近の研究では、新しいミニ・パブリックスの役割として、「情報のショートカット回路」と「参加の回路」という視点が提起されている[4)]。「情報のショートカット回路」とは、田村哲樹の言う「判断の限定的停止」[5)]に近いものと考えられる。つまり現代の市民は、すべての問題について熟議に参加するだけの時間も必要な情報も持ち合わせていないので、ミニ・パブリックスという熟議の場に限定的ではあれ判断を委ねざるを得ないという考え方である。「参加の回路」とは、ミニ・パブリックスの意見形成の内容をなんらかの方法でより広い世論や政治の場の意見変容に接続していくという考え方である。

これらのことを豊山町や伊予市の実践にあてはめて考えてみるならば、情報のショートカット回路としての役割については、何度も継続的にコミュニティ規模のミニ・パブリックスを繰り返していくことで、ミニ・パブリックスへの理解が次第により多くの市民に広がっていくことが明らかになりつつあり、信頼に基づく「判断の限定的停止」の実態の検証が今後期待されるところである。参加の回路の役割については、偶然とは言え伊予市における無作為抽出市民としての議員の参加が、議会の熟議の『場』への接続という形で有効であることが今回の調査で見えてきている。

３．６．コミュニティ・デモクラシー実現の可能性

市民意識の変容という視点から考えると、第２階層の拡大と第３階層の自己組織化による主体形成が重要な課題となる。小規模自治体の場合、第２階層の拡大は、ミニ・パブリックス方式による熟議の『場』の継続開催によって10年程度のスパンの中である程度可能であることが豊山町の事例が示しているところである。第３階層の主体形成は、それぞれのコミュニティ独自の『場』の相互関係によって多様な展開になることが想定される。このようなプロセスとして熟議民主主義の『場』としてのコミュニティ・デモクラシー実現の可能性を構想することができる。このことをコミュニティ政策の具体的方法として提起したい。

謝辞

本研究は科研費基盤（C）「熟議システムにおけるミニ・パブリックス型熟議の継続が自治体に及ぼす影響の実証研究」（研究課題番号17K03567, 研究代表者前田洋枝）の研究成果の一部である。

引用・参考文献

1）伊藤雅春（2012）.「愛知県豊山町における社会実験としての市民討議会」地域開発574　p28-33
2）伊藤雅春（2001）.「建築・まちづくり計画における住民参加手法としてのワークショップの研究―コミュニティの自律化をもたらす計画論―」千葉大学提出博士論文, p189
3）篠藤明徳（2021）.「市民討議会における議員・職員の参加の効果と可能性」地域社会研究第32号　p10-13
4）Curato, N, et al.（2020）. Democracy without Shortcuts: Introduction to the Special Issue. Journal of Deliberative Democracy, 16(2), pp. 1-9. DOI: https://doi.org/10.16997/jdd. 413
5）田村哲樹（2008）.「熟議の理由」勁草書房

市民討議会における職員・議員参加の効果と可能性

―愛媛県伊予市の事例―

別府大学文学部人間関係学科
教授　篠藤　明徳

1 はじめに

2016年に開催されたコミュニティ政策学会では、「市民討議会の２つの面―民主主義問題と協働創出―」について報告しました。つまり、市民討議会は、ドイツのプラーヌンクスツェレをモデルに開発された手法ですが、「熟議」の側面から見ると、情報提供の不十分さ、参加者の対話時間の不足などがあり、また、実施の目的が「住民の啓蒙」に偏る傾向があることを指摘しました。しかし、他方、市民討議会は簡易的手法であるがゆえに、同一自治体で繰り返し実施され、システム的影響（議会、行政内部、市民社会）が予想される、と報告いたしました。

愛知県豊山町、愛媛県伊予市における共同研究は、こうした継続的実施の影響をインタヴュー調査で明らかにすることでした。その中で、本稿では、行政職員、議員が参加する、伊予市での市民討議会の効果と可能性について報告します。と同時に、議員、職員と無作為抽出市民が参加する「混合型熟議」は、世界のミニ・パブリックスの事例の中では大変珍しく、その比較についても概述したいと思います。

2 ミニ・パブリックスにおける議員・職員の参加事例

ミニ・パブリックスの結果は、通常、政治決定者に提出されますので、決定に関わる議員や行政職員は、ミニ・パブリックスの参加者から除外されます。しかし、世界で実施されているミニ・パブリックスの中で、いくつかの事例では、議員や行政職員が積極的に参加しています。その代表的事例が、アイルランドで2013年に実施された憲法改正のための市民会議（Citizen Assembly）であり、又、自治体レベルでは、オランダのG1000です。そこで、この両事例について紹介します。

２．１　アイルランドの市民会議

アイルランドでは、カトリックの国として同性婚、妊娠中絶は憲法で禁止されてきましたが、市民会議を通して国民投票にかけられ改正されました。

同市民会議は、ミニ・パブリックスの実践に大きな影響を与えましたが、2013年の会議では、例外的に、一般市民が66人、国会議員が33人、議長は元NGOという参加者の構成でした。一般市民は、無作為抽出された人々でしたが、国会議員は、各党派に割り当てられました。坂井亮太氏の報告やSuiter、Farrel、Harrisのアウトプットの正統性評価においては、参加した議員は、党議拘束から自由になり、マスコミでその体験を語り、また、熟議結果を反映するべき国会審議でも大きな影響を与えたと述べられています。

２．２　オランダの市民会議（G1000）

G1000は、もともとベルギーで開始されましたが、2014年からオランダの自治体でも始まり、これまでに26のプロジェクトが実施されました（2020年１月現在）。

その方法ではまず、G1000カフェにおいて、自治体、政治家、公務員、雇用者、社会団体等が話し合い、G1000に関する合意書を締結します。その後、プロジェクト実施団体と運営団体が結成され、以下の３段階で実施されます。

市民サミット：100人から1000人の規模で丸１日実施されます。参加者は、60％が住民、10％が雇用者、10％が公務員、10％が政治家、10％が自薦住民です。60％の住民は、無作為抽出された16歳以上の住民10,000人に参加依頼状が送付され、参加希望者に対して、性別、年齢等に基づき第２段階の無作為抽出をし選ばれます。雇用者、政治家、行政官は名前を指定して招待されます。公務員は、自薦住民同様に自薦登録です。

午後の８人ずつのグループ討議では、５人は無作為住民、１人が雇用者、１人が公務員又は政治家、１人が自薦住民の構成で行われます。

市民フォーラム：住民がオンライン又は小会議で提案に対して意見を述べます。

市民協議会：市民サミットの参加者による決定。投票で過半数の賛成を得た案が市民提言として首長に提出されます。

以上２つの事例が示しているように、「混合型熟議」のモデルでは、議員、職員などは、その立場の人間として割り当てられて参加しています。しかし、後述するように、伊予市では、あくまでも「一市民」として無作為に抽出されての参加です。

3 伊予市におけるインタヴュー調査結果

日本の自治体レベルでは、市民討議会が400事例以上実施されていますが、参加者は、住民基本台帳から無作為に抽出された一般市民です。しかし、伊予市において2018年度まで４回実施されてきた市民討議会では、無作為抽出の段階で、市議会議員、市職員を除外せずに実施してきたため、参加者の中に、議員と職員が含まれるという特別なケースになりました。

今回のインタヴュー調査では、継続的に実施された市民討議会の議会と所管行政職員への影響を調査しましたが、同市では、同時に、市長、参加議員と参加職員に対してもインタヴューを行いました。市長は、毎回の市民討議会で挨拶するだけではなく、長時間に渡って傍聴してきました。ここでは、インタヴュー調査に出てきた主だった発言をまず紹介します。

３．１　市民討議会の位置付け

伊予市で実施された４回のテーマは、総合計画に関係したものであったため、市長、行政職員、議員における市民討議会は以下のように意義づけられています。

・「地域性も鑑みながら、全体を考えてモノを協議できる」（市長 I-A）
・「一般的な伊予市民としての意見っていうのが事細かに拾える」（職員 I-H）
・「市政に興味をもってもらえる」（議員 I-F）

他方、市民討議会において政策決定は難しいと判断しています。

・「白か黒かって二分するようなときやったら、どうなのって思う」（市長 I-A）
・「A 案、B 案ってなったらですね、反対に審議、討議かけれんのやないか」（職員 I-K）

３．２　職員への影響

伊予市における市民討議会は、総合計画策定などを所管する未来戦略室が担当しました。担当課としては、「職員は知っています。庁内の電子掲示板に流していますし、半分くらいは、ニュースとかも適宜配っていますんで」（I-B）と、庁内での周知を強調していますが、部課を超えた理解は通常簡単ではありません。

担当課以外では、テーマとして「防災」が取り上げられましたので、その所管課（危機管理課）の職員にインタヴューを行いました。このインタヴュー対象者自身は、市民討議会には傍聴を含め参加はしていません。危機管理課では、住民の意見を自主防災会を通して聞いていますが、討議会参加者の意見の違いを次のように述べています。

・「自主防災会でこういったみなさん住民の意見というのが、十分吸い上げられていないんじゃないか」（I-N）
・「討議会で出されている意見は、率直でかつ細かなところのような感じがした」（I-N）

また、市民討議会に無作為抽出され、参加した市職員６名のインタヴューを行いましたが、その

感想を以下のように述べています。

・「意外と仕事上とか普段接することとは違う意見が、この人こういうことも思っとったんやっていうようなところもやっぱりあって、ちょっと見方が変わった」（I–L）
・「市の職員で働いていたらそういう声を聞くことがあまりない」（I–J）
・「気づきが結構ありましたね」（I–I）

３．３　議員への影響

市民討議会に参加していない議員１名にインタヴューを行いましたが、「議員はある程度情報を知っているし知識もあるわけですから、ちょっと偏った議員としての目線で、会を進めてしまいがちではないのか」（I–O）と議員が参加した場合を心配していました。

次に、市民討議会に参加した３人の議員は全員、「傍聴だけであったら、参加していない」と回答していました。無作為抽出で選ばれたので参加したわけですが、その印象は以下のように肯定的でした。

・「広く市民の意見を聞く場になるでしょう。議員も積極的に出るべきでしょう」（I–F）
・「僕らの住んでいる地域以外のところでは、具体的にどういうふうなこととか、どんな感じで考えてるのかなどということがすごく知りたくて」（I–E）

4　伊予市における市民討議会の効果と今後の可能性

４．１　インタヴュー調査から見える効果

すでに述べましたように、伊予市では総合計画策定の意見聴取の場として市民討議会を活用してきました。つまり、係争的課題について実施されたものではありません。市長も実施担当である未来戦略室でも、今の所、係争的課題には相応しくないとの意見を持っていますが、市全体に関する市民の本音を聞くツールとしては有意義であると認識しています。

市行政の組織では、それぞれの所管事項に専念し、その政策対象の団体・住民の意見は聴取しますが、課を越えての交流や市民全体の意見を聞く機会（或いは意欲）があまりありません。従って、市民討議会の実施も未来戦略室の所管であるとの意識が強く、庁内での情報提供は行われてはいますが、浸透しているとは言い難い様子でした。その点、職員が市民討議会に参加することで、日頃職務を通じて見ている市民の顔とは違う面を見出し、多くの気づきがあるとの指摘は大変興味深いものです。この意味で、伊予市における職員参加は、熟議システムとして効果があったように見受けられます。

次に、議会への影響を見てみると、これまで市民討議会を傍聴する議員も見られ、また、議長等の取材でも肯定的な評価でしたが、今回の参加議員のインタヴューでは、３人ともに「傍聴ならしなかった」と回答しています。つまり、議会への影響は限られたものであったと解釈できます。議員は住民から選挙を通し選ばれるので、日頃から住民と接し、その意見を施策に反映しようとしていますが、接する住民は、主に自分を選挙時に選出してくれる人々など、市民全体のごく一部です。規範的には、議員は住民全体を代表するものと考えられていますが、現実は、一部住民の代表にとどまっています。しかし、参加した議員は、市民討議会に参加することで、「市民全体の意見を聞くことができた」と感想を述べています。住民全体を代表すべき議員にとって、とても良い経験の場になったと言えるでしょう。

４．２　今後の可能性

このように、今回のインタヴュー調査は、職員と議員の参加による市民討議会の熟議が行政内、議会内に肯定的影響を及ぼしていることを示しています。

地方自治体は、住民に身近な政府と考えられています。つまり、中央政府が、分野別に専門化された省庁として組織されているのに対し、自治体政府は、所掌ごとに部や課があるとしても、行政職員の多くが「一般行政職」として採用され、定期的に部や課を越えて人事異動をします。人々の生活は分化された形ではなく、総合的にしか存在していないので、基礎的自治体は特に、住民の生

活全体に責任を持つ「政府」として存在しているわけでしょう。ところが、行政実務として、多くの事務を規定する法律の執行ばかりに時間も意識も取られている場合が多いのも現実です。その意味で、伊予市において市民討議会に参加した職員が、「住民の違った顔を見た」という証言は重いものがあります。部・課を越えた連携の必要性を考えさせる良い機会になればと願っています。

次に、不要論さえある地方議会にとっても、市民討議会への参加は興味深い様子を示しています。既に指摘しましたように、一部住民ではなく、住民全体の意見と触れ合う意味は大きいものがあります。また、「話し合い」の新しい文化を醸成する意味もあるでしょう。

伊予市の市民討議会では、議員もあくまでも一市民として参加しています。参加市民も議員であると知っていても、普通議員と話すようには話しません。あくまでも対等な参加者として、自由に意見を述べあっていました。役割に基づいた会話ではなく、「公共的課題について一市民として対等に自由に話し合う」という体験は、議員にとっても貴重であったと思われます。「協働型議会」を提唱してきた江藤俊昭教授（山梨学院大学）は、議会にこそプラーヌンクスツェレが必要ではないか、とかつて論じています。行政のチェック機関（監視型議会）だけではなく、「討議の場」としての議会が望まれる所以ですが、今後の大きな発展に期待したいところです。

既に述べてきましたが、冒頭紹介した世界の事例と異なり、伊予市では、職員、議員として参加したのではなく、他の参加者同様、「一市民として」参加したということです。こうした「市民意識」という共通の心情に立つ市民討議会の可能性を示しています。

5 おわりに

現在、ミニ・パブリックスの世界的ネットワークであるデモクラシー R&D が結成され、また、OECD やベルリン工科大学などでも国際調査が進んでいますが、市民討議会の研究は、今後も世界的比較を通して進むことが期待されます。特に、本稿で取り上げた伊予市における議員・職員の参加の事例は、ミニ・パブリックスの新しい可能性を示すものとして調査・研究が望まれます。

豊山町、伊予市における市民討議会は、もともと伊藤雅春氏の「熟議するコミュニティ」の関心から取り組まれたものです。同氏が本号でも指摘する「自己組織化における主体形成」の考えは、現在論じられている小規模多機能自治や都市内分権の論議の中で、熟議民主主義の視点がどのように活かされていくのか重要な論点です。

また、本報告でも述べてきましたように、市民討議会で現れる「自由で平等な話し合い」文化が自治体の様々な場面で広がるとすれば、地位・役割、分業・専門化などに規定される近代社会を乗り越える可能性を示しています。障がい者当事者運動に関わると、様々な給付以上に、「平等な人間」として認めて欲しいという気持ちを強く感じてきました。しかし、地位・役割、分業等を考えると、障がい者だけではなく、「平等な人間関係」を体験、実感する機会は限られています。その意味で、「繰り返し実施」される市民討議会は、「新しい社会」の人間関係を醸成している場としても認識できるでしょう。

参考・引用文献：

1）江藤俊昭：「自治を担う議会改革」、イマジン出版、2006年４月
2）坂井亮太：「憲法改正における混合熟議の可能性：アイスランドとアイルランドの憲法改正事例の認識的観点からの比較」、日本政治学会2020年度研究大会報告、2020年９月26日
3）G1000. nu：https://g1000. nu/over-g1000-2/（2020年８月18日参照）
4）Jane Suiter, David M Farrel, and Clodagh Harris: The Irish Constitutional Convention: ACase of ‘High Legitimacy’?, in constitutional deliberative democracy in europe（ed. Min Reuchmps and Jane Suiter）, pp33-51, ECPR, 2016

謝辞

本研究は科学研究費基盤研究（C）「熟議システムにおけるミニ・パブリックス型熟議の継続が自治体に及ぼす影響の実証研究」（研究課題番号17K03567、研究代表者前田洋枝）の研究成果の一部である。

市民討議会の継続的実施による近隣自治体への影響

南山大学総合政策学部総合政策学科
准教授　前田　洋枝

1 調査目的

無作為抽出の市民が地域の課題を討議し、提言するミニ・パブリックス型の熟議手法はさまざまあり、開発・普及の経緯も多様である。中でも、ドイツのプラーヌンクスツェレをモデルに国内で開発された市民討議会は、2005年に初めて東京都千代田区で試行され、2006年に三鷹市と三鷹青年会議所（以下、青年会議所はJCと略記）が共催した事例でモデル化された（篠藤，2012）。これまで開催された市民討議会に関してレビューを行なった先行研究の結果について、本研究では以下の２つの点に注目した。１つは開催形態についてである。佐藤（2012）によれば、2006―2010年度の事例ではJC・行政共催型の事例が最も多く、次にJC主催・行政後援協力型、行政主催型であった。その後、佐藤（2016）によれば、2011年度から2014年度に開催された事例の調査では、JC・行政共催型が最も多い点は2010年までの事例に対する調査結果と変化はないが、行政主催型が２番目に多くなったことが示された。もう１つは、討議テーマについてである。佐藤（2012）によれば2006年度から2010年度に開催された事例は、「まちづくり・地域の魅力」が最も多いなど住民に身近なテーマが多くを占めていた。その後、佐藤（2016）によれば、2011年度から2014年度に開催された事例では条例・計画づくりをテーマとする事例が増えていることが指摘された。

以上の開催形態と討議テーマに関する変化を踏まえて、本研究では、行政主催型の増加や条例・計画づくりをテーマとした事例の増加に注目した。そこで、近隣自治体同士の公式・非公式の情報ネットワークが行政主催での市民討議会開催や計画・条例づくりを討議テーマとすることに影響する可能性がありうるのか検討するために、既に市民討議会を開催している自治体の近隣自治体が開催自治体の市民討議会についてどのように情報を得ているかや開催自治体の市民討議会に対する評価、開催を仮定した場合の不安や期待について、探索的にインタビュー調査を実施することとした。

本研究では、市民討議会の開催自治体として単発ではなく、同一自治体で複数年度にわたり総合計画をテーマに住民の無作為抽出と討議を継続してきた愛知県豊山町（2011年度から継続開催中）に注目した。この豊山町と小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町は平成23（2011）年から「２市３町広域行政研究会」で各市町の住民サービスの向上につながる広域連携のあり方を研究しており、2016年度から２市３町市民協働フォーラムを持ち回りで開催するなど、市民参加・協働に関して、公式・非公式に情報交換していることが多いと考えられた。そこで、2012年度からJCと市が共催で市民討議会を実施している小牧市を除いた岩倉市・大口町・扶桑町を調査対象とした。岩倉市では2016年４月に施行された市民参加条例に市民参加手続きの１つとして市民討議会が明記されて、2017年度と2018年度に市民討議会を開催してきた（岩倉市，2016，2018，2019）。本研究のインタビュー調査実施時点では、大口町と扶桑町は市民討議会を実施しておらず、市民参加条例などでの市民討議会に関する規定もなかった。

2 方法

事前に南山大学研究審査委員会において「人を対象とした研究」倫理審査を受審し、承認を得て実施した（承認番号18-043）。岩倉市は、市民討議会の担当部署である総務部秘書企画課の係長のT_M氏を対象とした。2019年７月８日の９：30から約80分、筆者と研究分担者１名、研究協力者１名の合計３名でインタビュー調査を行なった。扶桑町は総務部政策調整課のT_R氏を対象とした。2019年11月29日の16：00から約50分、筆者がインタビュー調査を行なった。大口町は、総務部政策推進課のT_O氏と総合計画策定時に政策推進課であったT_P氏の２名に対しては2019年10月８日の15時から約90分間、および町民協働の担当部署である地域協働部地域協働課のT_Q氏に対しては2019年10月８日の14時から約50分間、筆者と研究協力者の２名でインタビュー調査を行なった。

3 結果

３．１　近隣自治体での市民討議会開催認知や開催にあたっての２市３町での情報交換

豊山町の町民討議会議や小牧市の市民討議会を知ったきっかけが２市３町での活動であったのは大口町のT_Q氏のみであった。大口町のT_P氏は岩倉市が総合計画をテーマに市民討議会を実施したことは知っていた。これは、大口町と岩倉市で総合計画策定にかかわっていたコンサルタントが同じであったことから、コンサルタントから話は聞いていたためであった。扶桑町のT_R氏は小牧市など近隣の市で市民討議会が行われていることは知っていた。

岩倉市のT_M氏は、第４次総合計画策定時に市民討議会のことを上司が既に知っており、自身も担当になって知ったとのことであった。なお、T_M氏自身は直接には２市３町協働フォーラムなどの市民協働の担当ではないが、豊山町の協働や町民討議会議の担当者とはコミュニケーションをとれる状況にあり、市民参加条例制定後に実際に岩倉市で市民討議会を開催するにあたっては、豊山町の町民討議会議担当者に話を聞いて細かな具体的な部分までアドバイスを受けたとのことであった。また、豊山町の町民討議会議がきっかけで発足し、町民討議会議の運営も始めていた豊山町まちづくりサポーターとも２市３町協働フォーラムの中で少し接する機会もあった[1]とのことであった。

３．２　市民討議会開催前または開催を仮定した場合の不安・心配（岩倉市）、または開催を仮定した場合の不安・心配（大口町・扶桑町）

岩倉市のT_M氏と扶桑町のT_R氏からは、「そもそも参加者が集まるか」ということが不安として挙げられた。岩倉市のT_M氏からは、「なじみのない手法なので、市民討議会の案内が来るということに対して市民がどう思われるのかというのが非常に不安でしたね。」と無作為抽出された市民が市民討議会の案内に対してどのように反応するかということも事前に感じた不安に挙げられた。

討議に関する不安としては、「意見が出てくるか」（扶桑町T_R氏）や無作為抽出に応じる人々が必ずしも討議テーマのことを良く知っているわけではないため現状がよく分からない状態ではなかなか話ができない可能性（大口町T_Q氏）を指摘していた。一方で、市民討議会当日の情報提供の内容や示し方が参加者の意見に影響しうることへの懸念や「情報提供する人間が誘導してるような感じに取られてはいけない」ことに難しさを感じる（岩倉市T_M氏）という意見もあった。

さらに、「そこで出た意見から実際にそれを選んでいくことになるんだろうというプレッシャーが、非常に大きかった」と市民討議会で出された意見が実際の政策に影響力を持ちうる（岩倉市T_M氏）ことや「かなり重要な意見として通らなくちゃいけなくなる」と他の手法で集められた意見よりも重みがある（大口町T_O氏）ことも指摘された。

加えて、「無作為抽出で出てきた方、提案した方が、自分たちでどこまで動くのか。提案して実

行までいければいいんですけども、提案して投げられた、今、実際に骨を折られてる、汗をかいてみえる方に投げて、できてないじゃないかって言われるとちょっと困るかなって感じはある」と討議結果の提案だけで終わり、市民討議会の参加者がその後の実現に向けた活動に参加しない可能性や提案を実現できていない場合に後日参加者から責められる可能性を懸念する意見(大口町 T_Q 氏)もあった。

３．３　豊山町の町民討議会議や無作為抽出での市民の討議に対する評価

大口町 T_O 氏は、町と協働して活動する町民の人材発掘に期待していた。また、大口町の T_Q 氏は豊山町で町民討議会議参加者有志を中心に発足した豊山町まちづくりサポーターが実際に豊山町内や２市３町協働フォーラムで積極的に活動していることも町民討議会議の報告書を読むきっかけになったと述べており、人材発掘という点での豊山町の町民討議会議の成果をポジティブに評価したと考えられる。

無作為抽出の市民による討議の評価は、インタビュー時に一部の年度の豊山町の町民討議会議の報告書を持参し、目を通していただいた上で従来の審議会などで出される意見との違いの有無や違いがあると考える場合、どのような点が異なるかについて尋ねた。無作為抽出の参加者は、「今まで関心がなくて、今初めて参加」して情報提供を受けて討議するために、「意見としては斬新なものが出て来た」(大口町 T_P 氏)、「いっぱいいろんな種類の意見が出てる」(扶桑町 T_R 氏) といった、討議において出された意見の新規性、多様性が評価されていた。

３．４　市民討議会または無作為抽出の市民の会議の開始前の期待および開催後の評価（岩倉市・大口町)、開催すると仮定した場合の期待（扶桑町）

参加者に関しては、(審議会や公募では)「見かけない方が多く」いたことが岩倉市 T_M 氏から指摘された。(審議会や公募ではあまり参加しない)「20代、30代の方も参加していただけてるので、非常にありがたいなと思って」いる（岩倉市 T_M 氏）ことも挙げられた。

討議に関しては、(参加者が)「フラットの状態から話を聞き、意見を出」したり、もともと特定の意見を持っていた人も（人の話を)「公募のときよりは聞く」(岩倉市 T_M 氏）と評価していた。「地域にとって新しいものを提案するっていうときには、こういう無作為の今の現状にそこまで深く関わってない、新しい視点を入れての提案をいただくっていうのは非常に有効」(大口町 T_Q 氏）と評価された。少数意見の抽出ができること（扶桑町 T_R 氏）も期待として挙げられた。

３．５　今後の市民討議会の開催意向や開催する場合のテーマ

扶桑町の T_R 氏によれば、インタビュー時点では町として市民討議会の具体的な開催予定はなかった。開催を仮定した場合に考えられるテーマとしては、コミュニティーバスや総合計画（次回改定時）が挙げられた。

大口町からは、「こういう手法があるっていうのは勉強させてもらっているんで今後活用できる場があれば、多分していくのかなと思います。」と開催の可能性も示唆した。市民討議会を開催する場合に考えられるテーマについては、大口町地域協働課 T_Q 氏からは、地域経営・地域運営（包括ケアシステムや地域共生社会づくり、高齢者、障害者、子どもの見守り居場所づくりなど）をこれらの課題に関する啓もう効果、課題解決に関わる人材発掘、これまでと異なる視点の導入への期待とともに挙げた。また、50年後や100年後のまちづくりのような総合計画の基本構想にあたる部分など、賛否や利害の対立がないテーマや、現在とは社会の前提が大きく異なると想定したまちづくりのアイディア出しには T_O 氏・T_P 氏とも関心を示した。

岩倉市の T_M 氏は市民討議会の開催継続意向を示すとともに、第１回のテーマ選択と今後の開催の場合のテーマ選択の考え方の違いを次のように説明した。まず、第１回のテーマを給食センターの跡地利用としたのは、跡地のある五条川が岩倉市の市民にとってなじみ深く、皆に関係する

と言えるためである。一方で、今後市民討議会を実施する場合のテーマでは、「実施には覚悟が必要」としながら、「興味のある人と全く興味のない人および、興味はあるが面倒くさいなと思う人が一緒に話すことに意味がある」とし、例えば特定地域の交通政策など、「直接的に利益を受けない人もいるが必要なサービス」を例示した。

4 考察

近隣自治体での市民討議会開催に対する認知自体には２市３町の枠組みの効果は明確には見られなかった。ただし、自身の市で開催する際には、担当部署の職員にとって２市３町の枠組みで既に市民討議会を開催した経験のある自治体の担当部署の職員とコミュニケーションをとれる間柄であったことや２市３町協働フォーラムでの豊山町まちづくりサポーターの活動に接したことがスムーズな開催に大きな役割を果たしたと言える。

市民討議会開催にあたっての不安や開催（を仮定した場合）の期待についての指摘では、情報提供における誘導を防ぐべきことや参加者の代表性、意見表明機会の十分さ・率直さ・誠実さなど、市民参加による「熟議」の評価基準に関わる点の言及はあったものの、一部にとどまった。一方で、討議結果の提案後の実現に向けた活動に対する不安・期待に関する発言に典型的にみられるように、特に市民討議会未実施の自治体職員において、市民討議会は政策課題を「熟議する」手法というよりは、課題解決に向けて市民の「参加」を促す手法となりうるかどうかという視点から評価していることが明らかとなった。なお、町民討議会議、市民討議会の参加者自身は参加者の包括性を高く評価し、発言の際には共益を意識していたこと、自身が参加していない年度についても市民討議会の手続きを理由に討議結果を尊重できると考えるなど、市民討議会を熟議の手法として理解していると考えられることが参加者に対するインタビュー調査で明らかにされている（前田，2020）。

今後、さまざまな地域課題について市民が納得できる形で決定を行なう上で、市民討議会をはじめとする「熟議」の手法は重要な役割を果たすと考えられる。自治体職員が市民討議会をはじめとする無作為抽出による熟議の手法に関心を持つきっかけとしては「参加」の促進であっても、政策形成過程における「熟議」の必要性やその効果に関する側面の理解を促すことが今後不可欠と考えられる。

引用文献

岩倉市（2016）．市民参加条例　https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000000/385/cllm400000003uje.pdf（最終更新2016年３月30日）

岩倉市（2018）．平成29年度　岩倉市市民討議会　「いわくらしやすい旧学校給食センター跡地を考える！」――実施報告書――　https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000002/2601/houkokusyo.pdf（最終更新2018年３月30日）

岩倉市（2019）．第５次総合計画策定に関する市民討議会「キラッ！とまちづくり原石発掘会議」――実施報告書――　https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000003/3771/houkokusho.pdf（最終更新2019年７月31日）

前田洋枝（2020）．ミニ・パブリックス型熟議に対する参加者の評価の質的分析　日本社会心理学会第61回大会発表論文集，183.

佐藤徹（2012）．市民討議会の広がりとその動向　地域開発，*(574)*，7–11.

佐藤徹（2016）．市民討議会――実践及び研究の動向・課題・展望――　地域社会研究，*(26)*，21–25.

篠藤明徳（2012）．市民討議会――日本の政治文化を拓く――　篠原　一（編）　討議デモクラシーの挑戦――ミニ・パブリックスが拓く新しい政治――（pp. 99–115.）　岩波書店

謝辞

本研究は科研費基盤研究（C）「熟議システムにおけるミニ・パブリックス型熟議の継続が自治体に及ぼす影響の実証研究」（研究課題番号17K03567，研究代表者前田洋枝）の研究成果の一部である。

注

1　NPO法人豊山町まちづくりサポーターは、２市３町協働フォーラムにおいて、2018年度の第４回は豊山町とともに２市３町協働フォーラムを主催し、当日の運営も行なっている。また、豊山町以外の市・町が主催した他の年度の２市３町協働フォーラムでは、NPO法人豊山町まちづくりサポーターは豊山町とともに共催しており、発表を担当したり、参加者として参加している。

市民討議会の現在とその特徴

東京都立大学都市環境学部
都市政策科学科
准教授　長野　　基

1 はじめに

今回のオンライン勉強会では市民討議会が継続的に開催されている事例からの知見を共有することが目的である。その基礎資料として本報告では市民討議会の動向と特徴的な事例を概観し、併せて市民討議会を巡る議論の一端を整理したい[1]。

2 市民討議会の「制度化」

2006年に東京都三鷹市において、三鷹青年会議所と三鷹市がパートナーシップ協定を結び「安全安心のまちづくり　子どもの安全安心」をテーマとした「みたかまちづくりディスカッション2006」（2006年８月）が開催された。日本初の自治体による市民討議会である三鷹市での取り組み以降、市民討議会の取り組みは2007年（19件）、2008年（28件）と開催実績を重ね、2010年時点で137事例（佐藤2012）となり、2018年３月時点には類似事例を含めると500件を超えたと言われている（市民討議会推進ネットワーク調べ）。

中には、2007年の青年会議所単独開催に始まり市主催（運営は実行委員会方式）へ移行しながら継続して運営が続けられた事例（静岡県静岡市[2]）、市役所と青年会議所との協働により2009年から連続開催の事例（岐阜県多治見市[3]、群馬県高崎市[4]）や2007年から2016年まで10年間連続開催の事例（東京都町田市[5]）、そして、本日報告された人口約16,000人の町民に対して、2011年から2020年まで連続して無作為抽出（各年2,000名）での参加呼びかけを継続実施したことで、高い割合の世帯から“同一世帯内では誰かしら招聘を受けている”状態を実現し、その参加経験者の中から「まちづくりサポーター」が結成されて運営が担われる愛知県豊山町[6]の事例も誕生している。

さらには、埼玉県吉川市「市民参画条例」と愛知県岩倉市「市民参加条例」[7]の２市に限定される[8]が、条例に「市民討議会」を位置づける自治体も登場している。

吉川市市民参画条例

第７節　市民討議会手続
（市民討議会の開催）
第28条　市の機関は、事案に対し、偏りのない意見、提案などを市民から聴取しようとする場合は、市民討議会を開催します。
（参加者の選任）
第29条　市の機関は、市民討議会の参加者を選任する場合は、住民基本台帳により無作為で選ばれた市民の中から参加希望者を募り、選任するものとします。
２　市の機関は、参加希望者が、実施しようとする市民討議会の定員を超えた場合は、抽選により参加者を選任することができるものとします。
３　市の機関は、参加者に謝礼を支払うものとします。
（市民討議会の公開）
第30条　市の機関は、市民討議会を公開し、市民討議会を開催するときは、規則で定めるところにより開催日時、開催場所、内容などを事前に公表するものとします。
２　市の機関は、市民討議会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。

岩倉市市民参加条例

（市民討議会の開催）
第15条　執行機関は、市民討議会の開催に当たり、住民基本台帳から無作為に抽出した満18歳以上の者に対し、参加を依頼します。
２　市民討議会の参加者に対しては、謝礼を支払うこととします。
３　執行機関は、市民討議会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。

これら２市の条例は各国のミニ・パブリックス事例のデータベース化とそれらを踏まえた政府・公共セクターのミニ・パブリックス活用ガイドラインを提言する報告書として2020年６月に刊行されたOECD（2020）において「熟議プロセスの制度化」（institutionalisating deliberative processes）として注目されている[9]。

同報告書では２市の条例について、市民討議会を「熟議プロセスの制度化」の選択肢のひとつとして位置づけるものであり、その実施を自治体に義務づける、あるいは利用拡大を定めるものではないという留保を付けたうえで、「市民討議会が実施される場合に市民を代表する熟議のプロセス（representative deliberative process）の最低限の基準を確保することに役立つ」存在だと評価している（OECD2020：135）。

3 市民討議会の「審議対象（テーマ）」

（１）非係争的な争点への市民討議会の活用

各地の市民討議会で議論されてきたテーマは、「地域の魅力さがし」「地域での子育て」といったものから「自治基本条例」といったものまで多様性に富む。自治体の政策・施策への要望・意見の表明、その一環として自治体計画策定への活用も一定数存在する。

統計調査では、2006年度から2010年度に行われた137件を対象とした佐藤（2012）の分析から、自治体の政策形成に直接的に結びつく「条例・計画づくり」を第一義の目的とした事例は９件（6.6%）、公共施設・インフラ整備を巡るものが８件（5.8%）に留まること、続く、2011年度から2014年度に行われた194件を対象にした佐藤（2016）の分析でも、「条例・計画づくり」を直接の目的とした事例は37件（19.1%）、公共施設・インフラ整備を巡るものは０件であったことが明らかにされている。

以上は係争的案件となりうる公共事業計画を中心に活用されてきたドイツでの計画細胞とは異なる日本の市民討議会の特徴を示すものである。

（２）係争的争点への市民討議会の活用

そうした中にあって係争的な案件へ市民討議会が活用された取り組みとしては以下のものが挙げられよう。

①「東京外かく環状道路中央ジャンクション三鷹地区検討会」（三鷹市）[10]

2008年に公共事業におけるPI事業の一環として実施された「東京外かく環状道路中央ジャンクション三鷹地区検討会」（主催：国土交通省、東京都、三鷹市）は、無作為抽出市民と地権者等の利害当事者が同席して討議が実施されたため、厳密な意味では「市民討議会」の定義からは外れるが、少なくとも、係争的案件に市民討議会の要素を導入した最初の事例といわれる（吉田2012）。

三鷹市では2006年の「まちづくりディスカッション」以降も「基本計画改定に伴うまちづくりディスカッション」（2007年）、「東京外かく環状道路中央ジャンクション三鷹地区検討会」（2008年）、「第４次基本計画策定に向けた『みたかまちづくりディスカッション』」（2011年）、「みたか防災まちづくりディスカッション」（2012年）、「北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップ」（2014年）、「第４次基本計画第１次改定に向けた『みたかまちづくりディスカッション』」（2015年）、「北野の里（仮称）まちづくりワークショップ」（2016年11月～17年２月）、「三鷹市庁舎・議場棟等建替え基本構想」策定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」（2018年）、「第４次基本計画（第２次改定）に向けた『みたかまちづくりディスカッション』」（2019年）と実績が積み重ねられてきた[11]。

これらの中で、2016年度の「北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップ」（主催：三鷹市、共催：国土交通省、東京都）も無作為抽出から招聘された市民と利害関係者との混合方式で運営されている。

②「どうする多摩川河川敷？問題解決と有効活用に向けたまちづくりディスカッション～こまえ市民討議会」（狛江市）[12]

2009年に狛江青年会議所が狛江市「市民参加と

市民協働の推進に関する基本条例」に基づく「市民協働提案事業」として４日間に渡って実施した「どうする多摩川河川敷？問題解決と有効活用に向けたまちづくりディスカッション～こまえ市民討議会」では、ごみの散乱という社会問題に対して河川敷のリクリエーション（バーベキュー）利用規制の在り方が議論された。

ここでは住民基本台帳からの無作為抽出（18歳以上・1,500名）の呼びかけに対して、48名の応募者を以て組織された。討議会の成果は「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」の制定（2011年）に活かされている（佐々木2012）。なお、「こまえ市民討議会」へは東京工業大学大学院（原科幸彦研究室）が支援を担っている。

③「南区民交通まちづくり討議会～新しい交通システムについて語ろう～」（相模原市）[13]

2013年に神奈川県相模原市（南区）で行われた「南区民交通まちづくり討議会～新しい交通システムについて語ろう～」（主催：相模原市都市建設局まちづくり計画部交通政策課）では、住民基本台帳から16才以上の南区内在住者2,500名への無作為抽出と招聘が行われた。「２日間参加可能な人」を条件に募集された参加者は2013年11月４日（38名参加）及び10日（32名参加）である。２日間を通じて、既存のバス路線に代わるLRT導入を含む公共交通システムのシステム選択とルート案の選択が討議され、最終的にはグループ討議・発表から個人別投票、そして、各種要望のアンケート記入により、参加者意見が記録された。この結果は、相模原市が設置する「新しい交通システム導入検討委員会」へ報告された。

④「市民討議会『考えよう！みんなのタテモノの未来』」（盛岡市）[14]

2013年10月12日・27日に岩手県盛岡市で行われた「市民討議会『考えよう！みんなのタテモノの未来』」は、人口減少を踏まえた公共施設再編（総量縮小）に関する市民意見把握と意識高揚を図ることを期して、盛岡市と盛岡青年会議所による「盛岡市まちづくり市民討議会実行委員会」により実施されたものである。

ここでは住民基本台帳から18歳以上の3,000人を無作為抽出して参加を呼びかけ、134名の応募に対して抽選で44名を選出している。なお、10歳代から80歳代を年代ごとに分類し、各年代から７名（10歳代・80歳代以上は各１名）を選出する工夫もされている。当日の参加は１日目が36名、２日目が35名であり、託児サービスも設置された。審議手順には専門家などからの情報提供に加え、市営住宅などの公共施設の現地視察も組み込まれた（上森2015）。

この市民討議会の実施後、盛岡市ではシンポジウムや地域別での意見交換会・説明会を実施し、各種利害調整を経て、個別施設単位での具体的な再編（整理縮小）を定める「公共施設保有最適化・長寿命化実施計画」を2016年に策定している。

（３）市民・行政・議会合同運営による市民討議会

首長と議会議員が別々に選出される「二元代表制」の日本の自治体では、首長部局と議会が別系統で市民参加手続きを運営するのが通例であるが、2010年に自治基本条例骨子案への意見を求めることを目的に実施された東京都新宿区「自治基本条例のための区民討議会」[15]では、公募区民・団体推薦委員、議会代表、区行政職員そして学識者からなる「新宿区自治基本条例検討連絡会議」（座長：財団法人地方自治総合研究所・辻山幸宣氏）が全体統括を行う方式が採用された。条例策定への市民討議会の活用に加え、議会が正式に関与している点が大きな特徴である。

実施に当たっては上記の連絡会議からの区民代表委員、議会委員（特別委員会正副委員長）、区職員委員に外部から学識経験者・専門家が加わった「区民討議会準備会」（座長：NPO法人「市民討議会推進ネットワーク」小針憲一氏）が組織されて「区民討議会」の実施プログラムが準備された。実際の討議会は、住民基本台帳等から無作為で抽出した18歳以上の1,500人の区民のうち参加申込のあった156名の応募者から抽選で選任された60名（当日参加者57名）を対象に2010年６月19日（土）・20日（日）の２日間に開催された。討議されたテーマは「自治基本条例の基本理念」「区民の権利と責務」「住民投票制度」「議会の役割」

「行政の役割」「地域自治組織」である。

なお、運営事務局は、認定NPO法人「まちぽっと」（所在地：新宿区歌舞伎町）への新宿区からの業務委託で担われている（小針2010、辻2012）。

（４）「市民討議会」方式による事業審査

東京都新宿区が2011年10月22日・23日に開催した「第二次実行計画のための区民討議会」[16]は、同区総合計画の実施計画改定に当たって計画素案にある事業の審査を目的に行われたものである。

ここでは住民基本台帳及び外国人登録データから無作為抽出された18歳以上1,200人の住民への郵送での呼びかけに対し、申し込みがあった区民（94名）から公開抽選で参加者（60名）が選定され、当日参加者（55名）は無作為に３グループに分けられ、更にグループ内で４～５名の「班」に編制された。

個々の事業の審議では、各事業課担当者による実施予定内容の説明と、外部識者による事業課職員へのインタビュー方式での情報補足の後、「班」で議論を行い、その合議より「班としての主な意見」の選択を実施している。そして、グループ内参加者に対して各班が「班としての主な意見」の発表を行った後、個人別投票用紙上での「必要性」「緊急性」「手法の適切性」の採点記入と、「拡大」「原案どおり」「縮小」「廃止」からの選択で判定が行われた。

審査対象は計画素案に挙げられていた事業から区が選定した19事業である。実施プログラムは学識経験者と区職員による準備会（会長：NPO法人「市民討議会推進ネットワーク」小針憲一氏）で検討され、運営事務局は認定NPO法人「まちぽっと」への新宿区からの業務委託で担われている（長野2014）。

4 市民討議会の「強み」

「市民討議会はローカル・ガバナンスに何をもたらすのか」は実践面・理論面ともに関心を呼ぶ項目である。代表的な見方としては以下の三点を挙げることができる。

第１は意識啓発・機運醸成である。「市民討議会」の取り組みに対して実践・推進を担う立場からは「市民討議会は、参画意識の低い市民の啓蒙の手段ではない」（篠藤・吉田・小針2009）という主張がある一方で、「市民参画機運の醸成」（南2010）も重要な目的と指摘されている。

第２は市民参加の多元性の確保である。参加者選定の方法から、年齢や所属集団等の属性からみた参加の多様性を担保するものとしての期待が論じられている（坪郷2006、Tsubogo2014）。

第３に市民討議会へは「平均的市民の衆知を集めた結論を提示してもらう試み」（西尾勝2013）という政策検討過程へ入力される知識の面での期待が論じられている。

この知識に焦点を当てた研究として市民討議会の提言が自治体事業へ与えた影響を実施報告者や報告論文を利用した文献研究から定性的に分析したMasuhara et al.（2016）が存在する。同研究では日本で行われた「コンセンサス会議」「討議型世論調査」「市民討議会」の事例から、学術研究目的のものを含め、環境保護に関するテーマを扱った25事例を対象に分析を行っている。

ここでは「コンセンサス会議」と「市民討議会」が共通してローカルレベルで有効（useful）である一方、審議過程で提供される知識の内容から、扱う案件への適合性として、「コンセンサス会議」は「科学知（Scientific knowledge）」、「市民討議会」は「生活知（Living knowledge）」を扱う案件に強みを持つと論じられている。

1　本報告はNagano（2020）への加筆・修正より作成したものである。
2　静岡市Webサイト「「Voice of しずおか～市民討議会2019～」を開催しました！」（https://www.city.shizuoka.lg.jp/230_000001_00023.html）。本項目を含む各Webサイトの最終訪問日時：2021年１月29日
3　多治見市役所Webサイト「市民討議会」（https://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/kocho/togikai.html）
4　高崎市Webサイト「市民討議会」（www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014021000039/）
5　町田青年会議所Webサイト「まちだ市民討議会2016」（http://2016.machida-jc.jp/past_project/）
6　豊山町Webサイト「町民討議会議」（https://www.town.toyoyama.lg.jp/chosei/singikai/1001249.html）。2017年度からは町民討議会経験者を母体にしたNPO法人「豊山町まちづくりサポーター」と町の協働運営になっている。

7　岩倉市では市民参加条例に基づき2017年に給食センター跡地利用を巡る市民討議会が行われ、2019年には第５次総合計画策定に関する市民討議会も開催されている。［岩倉市（2018）『平成29年度岩倉市市民討議会「いわくらしやすい旧学校給食センター跡地を考える！」実施報告書』（https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000002/2601/houkokusyo.pdf）、岩倉市（2019）『第５次総合計画策定に関する市民討議会「キラッ！とまちづくり原石発掘会議」実施報告書』（https://www.city.iwakura.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000003/3771/houkokusho.pdf）］

8　鹿児島大学司法政策教育研究センター「全国条例データベース powered by eLen」掲載データに基づく。（https://joreimaster.ls.kagoshima-u.ac.jp/request/EL001）

9　OECD（2020：35–36）では市民討議会を計画細胞、市民陪審、市民議会（Citizen Assembly）と並んで「特定の政策争点に対して熟議を踏まえて市民としての提言を提起するもの」に位置付ける。同報告書では、このほかの類型として、①特定の政策争点に対して熟議を経た市民の世論を表出するもの［例：討論型世論調査、G1000（オランダ、ベルギー）、世界市民会議（WWWViews）］、②住民投票においてより良い判断を市民が行えるように市民へ政策情報を提供するためのもの［例：市民イニシアティブ審査会（アメリカ）］、③法制度化され、継続して活動する熟議機関［例：東ベルギーモデル（ベルギー）］を挙げている。

10　三鷹市 Web サイト「外環中央ジャンクション三鷹地区検討会実施報告書」（https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/012/012155.html）

11　三鷹市 Web サイト「まちづくりディスカッション」（www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/031/031053. html）

12　狛江市民討議会実行委員会編（2009）『狛江市協働事業どうする多摩川河川敷？問題解決と有効活用に向けたまちづくりディスカッション～狛江市市民討議会　市民提案書・実施報告書』狛江青年会議所・狛江市民討議会実行委員会、狛江市建設環境部環境管理課（http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/41, 33608, c,html/33608/20100720–164322. pdf）

13　相模原市 Web サイト「南区民交通まちづくり討議会～新しい交通システムについて語ろう～開催結果」（https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/toshikotsu/1004813/1004817/1014100/1004820. html）

14　盛岡市 Web サイト「公共施設保有最適化・長寿命化にかかる計画策定への取組み」「市民討議会『考えよう！みんなのタテモノの未来』」（http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/machizukuri/shitsuhoyu/1020583/index.html）

15　新宿区 Web サイト「新宿区自治基本条例区民討議会」（http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_000117. html）

16　新宿区 Web サイト「「第二次実行計画策定に向けた区民討議会実施報告書」ができあがりました」（https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_001052. html）

【引用参考文献】

Nagano, Motoki (2020) Citizen Deliberation Meetings (Shimin Tougikai), *Proceedings of the International Symposium "Designing Deliberative Democracy: Practice and Experiments"*, Organaizer: Planning committee of the International Symposium "Designing Deliberative Democracy: Practices and Experiments", Center for Positive/Empirical Analysis of Political Economy, Top Global University Project of Waseda University, (18 & 19 February, 2020, Waseda University).

Masuhara, Naoki; Baba, Kenshi, and Tokai, Akihiro (2016) Clarifying Relationships between Participatory Approaches, Issues, Processes, and Results, through Crosscutting Case Analysis in Japan's Environmental, Energy, and Food Policy Areas, *Environment Systems and Decisions,* no. 36, pp. 421–437.

OECD (2020) *Innovative Citizen Participation and New Democratic Institutions: Catching the Deliberative Wave*, OECD Publishing, Paris.

Tsubogo, Minoru (2014) The Role of Civil Society and Participatory Governance in Japanese Democracy: Citizen Activities and the Concept of a Citizen Municipality, *Japanese Political Science Review,* vol. 2, pp. 39–61.

上森貞行（2015）「公共施設マネジメントにおける市民討議会の活用―盛岡市における無作為抽出による不偏性の高い市民意見聴取の取組み」『総合政策』vol. 16, no. 2, pp. 191–210.

小針憲一（2010）「新宿区区民討議会の開催」『地域社会研究』no. 19, pp. 16–21.

佐々木貴子（2012）「狛江市の多摩川河川敷のバーベキュー利用をめぐる市民提案と公共政策形成への責任」『地域開発』no. 574, pp. 22–27.

佐藤徹（2012）「市民討議会の広がりとその動向」『地域開発』vol. 574, pp. 7–11.

佐藤徹（2016）「市民討議会―実践及び研究の動向・課題・展望」『地域社会研究』no. 26, pp. 21–25.

篠藤明徳・吉田純夫・小針憲一（2009）『自治を拓く市民討議会―広がる参画・事例と方法』イマジン出版

辻利夫（2012）「新宿区の自治基本条例案・第二次実行計画案に関する区民討議会」『地域開発』no. 574, 16–21.

坪郷實（2006）「市民参加の新展開と自治体改革―市民社会を強くする方法」坪郷實編『参加ガバナンス―社会と組織の運営革新』日本評論社，pp. 31–53.

長野基（2014）「討議民主主義に基づく市民参加型事業アセスメントの取り組みの研究―東京都新宿区「第二次実行計画のための区民討議会」を事例として」『年報行政研究』no. 49, pp. 99–119.

西尾勝（2013）『自治・分権再考―地方自治を志す人たちへ』ぎょうせい

南博（2010）「多様な市民意見の政策反映に関する一考察―防犯をテーマとした宗像市まちづくり検証会議（試行）を事例として」北九州市立大学都市政策研究所『都市政策研究所紀要』no. 4, pp. 29–54.

吉田純夫（2012）「三鷹市の外環道中央ジャンクション地域検討会・基本計画における市民討議会の適用」『地域開発』vol. 574, pp. 12–15.

戦争の記憶を平和につなげる大分での出来事

―第一次世界大戦時のドイツ兵俘虜の墓―

別府大学文学部国際言語・文化学科
教授　安松みゆき

はじめに

戦争において兵士が俘虜となり敵国で命を落とす。そのようなことは、歴史上しばしば起こることであり、通常は悲劇としてしか語り得ない。しかし、第一次世界大戦において大分に収容され、不幸にして病没したドイツ人の俘虜の場合には、100年後の今日、日独双方において人々の心を動かす出来事をもたらした。大分市にある旧陸軍墓地の桜ヶ丘聖地は、大分の人々が同地にあるドイツ人俘虜の墓を日本の兵士と分け隔てなく守り続け[1]、2020年11月にドイツ人遺族の墓参が実現したのである。その墓には、大分収容所で病没した二人の海軍兵士、ユリウス・パウル・キーゼヴェッター Julius Paul Kiesewetter（以下ユリウス・キーゼヴェッター）とリヒャルト・クライン Richard Klein が眠る［図１］。

本稿では、時を超えて変わらぬ大分の人々の人道性を記録することを目的として、ここにドイツ人俘虜の収容から今回の墓参にいたるまでの経緯を書き記しておきたい。その際に、墓参の経緯と実施の形式、大分収容所の事情、ユリウス・キーゼヴェッターの残された写真の同定、の三つの論点に分けて話をすすめる。

図１　桜ヶ丘聖地のドイツ兵士の墓
左クラインの墓：右キーゼヴェッターの墓
筆者撮影、所蔵

1　経緯～ドイツ大使館公式墓参の実施

2020年11月13日（金）、大分旧陸軍墓地においてドイツ兵の遺族の公式墓参がおよそ100年ぶりに実現した［図２］。その２年ほど前のことだが、美術史を研究する筆者に意外なところからのメールが入った。海上自衛隊幹部学校の本名龍児一等海佐（以下本名一佐とする）からである。本名一佐のドイツ人の友人は、親戚が第一次世界大戦時に大分の収容所で亡くなり、その墓を探していた

図２　公式墓参
日本語でスピーチするキーゼヴェッター大佐
橘会浦田裕氏撮影

が、それが筆者の論文に掲載されていたので情報を確認したいという内容だった。筆者は日独美術交流史をテーマとし、当時、版画家で日本美術史研究家のフリッツ・ルムプフ Fritz Rumpf の動向を追っていた。その際、ルムプフが第一次大戦時に大分収容所に俘虜として収容されていたことがわかり、同収容所に関して小論にまとめ、俘虜の墓についても言及していたのである[2]。

本名一佐からの連絡を受けたとき、筆者はちょうど東京の自宅にいたため、四谷駅そばの喫茶店でお会いすることになった。本名一佐の友人はドイツ大使館付武官カルステン・キーゼヴェッター大佐 Oberst Karsten Kiesewetter であった。大佐とゾフィア夫人、そして本名一佐とテーブルをともにして、今日なお大分に墓が整然と保存されていることや収容所のことなどを数枚の写真とともに伝えた。名前からわかるように、大佐は大分に眠るユリウス・キーゼヴェッターの親族で、大佐からみるとユリウスは曾祖父の弟にあたる。大佐は墓が現在も良好な状況に保たれていることを聞いて感銘を受け、すぐに墓参りに行きたいと要望された。そして同年末に、キーゼヴェッター大佐は、本名一佐、海幕長野晋作一佐とともに墓参を実現した。筆者はその時に誘いを受けたが残念ながら東京で学会があり同行できず、あとで本名一佐より墓参の報告を写真とともにメールで受け取った。

年が変わりドイツ大使館での公式墓参が計画された。大分県高齢者福祉課黒田光代課長や同課渡邊浩邦主幹、また墓地清掃に関係する大分県遺族会連合会、本名一佐が調整して海上自衛隊、陸上自衛隊も加わり、綿密な事前準備がすすめられた。

そして墓参当日を迎えた。11月13日午前11時すぎに墓地入口に到着した大佐は、ゾフィア夫人同伴で自衛隊に出迎えられた。ドイツ大使館の青山彌紀氏の司会および通訳により儀式がはじまり、大佐から流暢な日本語で、これまでの経緯と感謝が述べられた。その後陸上自衛隊西部方面音楽隊矢口幸一一等陸曹による、ドイツの追悼曲「私には戦友がいた」と日本の追悼曲のトランペットのソロの演奏のあと、収容所で病没した２名の兵士、ユリウス・キーゼヴェッターとリヒャルト・クラインの墓に、大佐が花輪を献花した。墓の前には地元で生産されたみかんの供えられた祭壇が用意され[3]、大佐に続き、参列者が献花した。その後場所を変えて、大佐、神戸総領事館主席理事ウーヴェ・メアケッター Uwe Meerkötter 氏、大分県福祉保健部長廣瀬高博氏、自衛隊大分地方協力本部本部長井村昭利氏、地元自治会、志豊会、大分遺族会連合会長末光秀夫氏とその孫で別府大学大学院文化財学専攻で考古学を研究する末光博史氏による桜の植樹式が関係者が見守るなかで行われた[4]。

墓参のあと、大佐はこれまでの感謝の意を表すために関係者を大分のホテルでの昼食会に招待した。そこで改めて大佐は夫人とともに縁戚の墓を100年にわたって守り続けた関係者に謝意を伝えた。大佐の挨拶を受けて返礼したのが、実際に墓を守ってきた地元の自治会長園田一二氏だった。園田氏は、自治会を代表して挨拶し、当たり前のことをしてきてこれほど感謝されること、しかも遠い異国ドイツからであることを、まるで夢のようで光栄だ、と声を震わせて感動を伝えた。そして最後に園田氏は、ドイツ語で「ダンケ・シェーン」と心からの感謝の言葉で話を終えた。墓の清掃を淡々と続けた自治会への大佐からの感謝。それを受けた自治会長園田氏の感謝。互いに感謝をしあう光景は、心の通じ合う感動の一時となった。なお自治会では翌日に改めて桜ヶ丘聖地に大佐に来訪してもらい、実際に清掃作業をしてきた自治会員および関係者と交流を深めた［図３］[5]。

大佐の１日の行動は分刻みで計画されたため、昼食も50分ほどで終わり、柞原八幡宮を見学し、

図３　志手の地元と大佐夫妻との交流
橘会浦田裕氏撮影

最後に広瀬勝貞大分県知事への表敬訪問で行事が締めくくられた。コロナ対策で多忙を極める広瀬知事も時間を割いて100年来の墓参に感謝を示され、日田の下駄を大佐に贈呈し、今後の大分とドイツの交流につながることを期待する言葉を贈られた。

コロナ禍であったものの、公式行事が予定どおり終了した。墓参についてはすぐに大分合同新聞をはじめ、朝日、毎日、読売などの新聞各紙やNHKなどに取り上げられ、12月上旬には戦争を再考する文脈で、西日本新聞やTOSにおいて報道された。

2 第一次世界大戦時の大分収容所

今回の公式墓参により、大分におけるドイツ人俘虜の墓に注目が集まったが、そもそも大分収容所における俘虜の処遇がどのようなものであったのかを知る必要がある。そこで大分収容所について紹介し、あわせて今回親族の公式墓参につながったユリウス・キーゼヴェッターについて、情報を探してみよう。

1914年にはじまった第一次世界大戦では日本はドイツに宣戦布告し、三ヶ月後にはドイツ軍が降伏して日本が勝利した。その際におよそ4500名ほどのドイツ兵が俘虜となり、日本に移送された。日本では、九州や西日本を中心に福岡、久留米、熊本、大分、松山、丸亀、徳島、姫路、大阪、名古屋、静岡、東京に収容所が置かれた。大分収容所は仮収容の役割を持ち、その後習志野収容所に集約されて、大分収容所は1918年８月に閉設されている[6]。

さて日本についていえば、第一次世界大戦時の収容所での俘虜の扱いは、第二次世界大戦時とは異なって人道的であった。そこには駐日アメリカ大使館の協働者が、当時のジュネーヴ条約に準じて実施しているのかを各収容所を廻って確認したことに裏付けられる[7]。おそらく日本もその後大国の立場を確立するために、俘虜の扱いには留意したものと想定される。

そのような当時の状況下で各地の収容所で地元との文化交流が生まれた[8]。このことは、四国の板東収容所でベートーベンの交響曲第９番が日本で初演されたことに象徴される。大分収容所でも俘虜たちは人道的な扱いを受けており、たとえば、収容所内ではテニス、サッカー、器械体操といったスポーツ［図４］や、演劇、人形劇、音楽会［図５］などの文化活動を実施することも、収容所外への散歩も許されていた[9]。筆者が調べていたルムプフは文芸「パンの会」のメンバーだったため日本文化への知識があり、日本語も堪能だったことからか、収容所から別府市の繁華街まで夜遊びに出かけたことが記録されている[10]。

俘虜への扱いが人道的だったことは、収容所内での生活が規制されていなかったことだけでなく、かれらが収容所外に散歩に出かけられたという事実が物語っている。かれらはかなりの遠出の散歩を楽しんでおり、たとえば、これまで西寒田神社、柞原八幡宮、少林寺に出かけたことが、当時の写真から明らかになる。散歩の目的には日本文化を知ることもあったという［図６］。

図４　金池小学校の運動会に参加する俘虜たち
ドイツ日本研究所所蔵

図５　収容所内（金池小学校）で演劇する俘虜たち
ドイツ日本研究所所蔵

それにしてもかれらが散歩に出かける姿は、地元の人には大変珍しい光景だったと推測される。ルムプフはそうした光景を挿絵本『大分黄表紙 *Oita Gelbbuch*』に描きとどめている[11]。その挿絵にはドイツ兵士が市中を列をなして歩く姿を、着物を着た女性や子供たちが足を止めて見ている光景が描かれている［図７］。またドイツ兵が残した写真からは、地元の人々がドイツ兵を見る機会はかなりあったと思われる。しかしそれによって地元の人が、兵士たちに不安を抱いたり、逆に兵士が地元の人々に不満をぶつけたりといった話は見当たらない。たとえば散歩先の少林寺で撮られた写真には、寺の住職と思しき人物と多くの子供たちが写真におさまっており、住職と数名の子供は笑顔を見せている。そのことからむしろ地元の人々と交流し得ている印象を受ける[12]［図６］。

図６　遠足先の少林寺本堂前　住職と子供たち
ドイツ日本研究所所蔵

図７　『大分黄表紙』より
筆者撮影、所蔵

西新町界隈を振り返る1964年の大分合同新聞にも、当時のドイツ兵たちは人懐こく、近寄ってくる日本人に「ニコニコ話しかけるものがあった」と書かれている[13]。

大分収容所の特徴として、当時は大分第一尋常高等小学校、現在の大分市立金池小学校の一部の校舎を用いて収容所が設置されたことが挙げられる［図８］。第一次世界大戦のドイツ兵俘虜について研究する徳島大学教授井戸慶治氏によれば、日本国内の収容所のなかで小学校を使ったのは大分だけだったという[14]。子供を預かる学校を、しかも教育活動を維持しつつ、戦争俘虜の収容所とする選択がどのような理由でなされたのかは不明だが、当時の写真には前述したように、小学校の運動会に俘虜も参加していた［図４］。ここにもドイツ人の俘虜と大分の子供たちの温かい交流の痕跡が見出せるのである。

このような大分収容所にいたユリウス・キーゼヴェッターに話を移せば、これまでのところ、その情報は限られている。第一次大戦の俘虜を専門とする高知大学名誉教授瀬戸武彦氏によると、ユリウス・キーゼヴェッターは現在のポーランドのブレスラウ近郊のシェビッツ Schebit 出身で、青島ではホテルを経営していた。いつから青島に居住していたのかは不明とされる。日独戦によって第三海兵大隊第六中隊・後備二等歩兵として戦い、1914年に俘虜となり、熊本に収容されてから大分に移送された。大分収容所で1917年５月９日に病気で没した。

ハンス・ヨハヒム・シュミット Hans Joachim Schmidt 氏の HP によれば[15]、農地所有者の父

図８　大分第一尋常小学校（現金池小学校）
森本卓哉氏所蔵

ゴットリーブ・キーゼヴェッター Gottlieb Kiesewetter（1841年６月11年生―1889年４月11日没）と、母ロジーネ・パウリーネ・アウグステ・シュペルリヒ Rosine Pauline Auguste Sperlich（1843年ミューニッツ生―没年および場所不明）との間に1879年５月30日に生まれた。両親は戦争が始まる前から青島でホテルを経営したという。また別の情報源として、1916年12月１日の東京に住むクルップ会社の前日本総支配人ヴィルヘルム・ラントグラーフ Wilhelm Landgraf 宛の葉書によると[16]、キーゼヴェッターの大分俘虜番号は4382で、かれは重い大腸炎にかかり、脱隊を考えたが実現せず、胸腔における内出血（動脈瘤）で没したと記されている。ドイツ日本研究所に所蔵されるキーゼヴェッターの死亡通知にも、重い病気に長い間患って亡くなったが、死因は胸腔における内出血であったと書かれている[17]。

このようにキーゼヴェッターの病没状況の事情が多少なりとも明らかになったが、そのことから、かれを写したとされる写真の同定において悩ましい問題が生じた。それについて次に取り上げる。

3 キーゼヴェッターの写真の人物同定をめぐる議論

11月13日の墓参を前に、ひとつ大きな問題が生じた。それはキーゼヴェッターの写真の特定であった。第一次大戦時のドイツ人俘虜たちは各収容所での生活を写真に撮って記録に残していた。大分収容所でも、一台の大型カメラが写る写真からすると少なくともカメラが二台あり、多くの写真が撮影されており、そのなかにキーゼヴェッターの葬儀に関する写真が認められた。さらに注目されるのは、亡くなる二ヶ月前とのメモのある、キーゼヴェッターの生前を撮影したとされる写真も、そこに含まれていたことである［図９］。

しかしその写真には、窓から顔を出す兵士が二人写っているうえ、どちらも長く病を患っていたとは思えない健康そうな面持ちで写真に写っていた。そのため、どちらがキーゼヴェッターなのかは写真からは判定できずにいた。

それでも従来この写真のうち左側の人物がキーゼヴェッターと見なされてきた。本名一佐は、遺族のカルステン大佐の容貌を参考にして左側と考えて最初の墓参にはその写真を持参していた。

ところが、この見方に一旦再考が必要となる異論が示された。徳島大学教授の井戸慶治氏は、第一次大戦時のドイツ兵ヨハン・ディートリヒ・クロップ Johann Dietrich Klopp の遺族から鳴門ドイツ館に寄贈されていた写真アルバムのなかにも大分収容所のキーゼヴェッターの写った同じ写真が含まれていることを確認された。そのアルバムにもメモが書かれており、そのメモはアルバムの黒地に赤字で書かれていたため大変見づらかったが、メモの一部にキーゼヴェッターの名前と没年が認められ、そのメモの書かれた位置から右側の人物がキーゼヴェッターの可能性が考えられたのである。とはいえユリウス・キーゼヴェッターの写真は、この同じネガから印画された二枚の写真以外には見出されておらず、遺族の手元にも残っていないとのことで、クロップのアルバムの右側の人物の可能性はあるものの、判断ができない状態が続いた。

そののち本名一佐より、写真のひとりはアルバムの所有者だったクロップなのではないかとの仮説が提示され、クロップを特定することで、キーゼヴェッターを明らかにすることになった。

本名一佐と井戸氏は、アルバムを寄贈したクロップの長女の画像や、アルバムにあったクロップと特定できる写真と比較したものの、同定するまではいかなかった。また本名一佐から、クロッ

図９　収容所内のキーゼヴェッター（左の可能性）の写真
ドイツ日本研究所所蔵

プは陸軍伍長のため、写真のような制服にはならないが、陸海軍混成部隊のため着回した可能性も否定できないとの指摘があり、この時点では特定にいたらなかったものの、制服という新たな手がかりへの注目が促された。

一方、判読が難しかったクロップのアルバムのメモについては、徳島大学名誉教授の川上三郎氏が改めて画像処理をして解読され、「17年５月10日、キーゼヴェッターが亡くなる二ヶ月前」と書かれていたことがわかった。ただ川上氏も、写真のどちらがキーゼヴェッターなのかはわからないとの回答だった。

その後、そのメモの上に書かれた文字が「Sch・・rn」（語頭のSchはGe, Je, Peとも読める）と綴りの一部しか読めない。しかし筆者にはそれが人名ではないかと気になり、本名一佐にそのことを伝えたところ、本名一佐が「・・rn」で終わる名前を俘虜リストから検索し、ショルンSchorn姓（名はフリッツFritz）の兵士を探し出した。さらにハンス・ヨハヒム・シュミットによる俘虜名簿でも、ショルンは上級水兵で海軍の制服でない点で一致するとし、本名一佐の情報も加わって写真右側の人物がショルンの可能性がでてきた。

この右側をショルンと見る説によって右側クロップ説には疑問が生じ、いずれにせよキーゼヴェッターが右側の人物の可能性は薄れた。そして本名一佐は改めて写真左の人物の服装は当時の海軍陸戦服に似ており、それならばキーゼヴェッターと一致する、と指摘された。その後川上氏もキーゼヴェッターが海軍兵士だったため、右側の人物の服装は明らかに海軍兵士ではないことから、左がキーゼヴェッターと想定された。井戸氏もこの説を支持し、筆者も、メモの文字が兵士の名前ショルンと読めることからも、三氏の指摘のとおり、左をキーゼヴェッターと見做し、現時点での結果として全員で左側の人物をキーゼヴェッターと特定したのである。

以上の結果を受けて、公式墓参の際には本名一佐が準備した左側の人物の写真を、墓に備えることになった。

終わりに　墓参が意味すること

第一次世界大戦時の日本における俘虜収容については、各収容所で状況の違いがあるものの、全体として文化交流については注目すべき出来事が指摘されている。たとえば板東収容所におけるベートーベンの交響曲第９番演奏のエピソードはよく知られるが、千葉の習志野収容所の俘虜からは、ユーハイムのバウムクーヘンやローマイヤーのウィンナーなどが日本に伝えられた[18]。

大分収容所については、これまでフリッツ・ルムプフが制作した挿絵本『大分黄表紙』（習志野収容所で印刷）が知られていたが[19]、今回の墓参につながった交流は、収容所の閉所後の活動が基盤となった。不幸にして収容所で病死したドイツ人兵士の墓を、100年の歳月を超えて地元大分の人々が守り続け、そのことが現在の日独交流を導いたのである［図２、３］。このことから遡って収容所が存在した当時の写真を見ると、ドイツ人俘虜と地元の人々、特に子供たちとの自然な交流があったことに気づかされる。収容所が存在した当時から、墓だけが残されたその後の時代まで、大分の人々が示した姿勢は一貫していたと見なすことができよう。

最近、ドイツ兵が訪れた遠足先の同定について、本名一佐が少林寺の新聞記事を、大分県高齢者福祉課主幹渡邊浩邦氏は西寒田神社の武器庫の史料を入手して実際に現地で確認し、裏付けを増した。さらに今、井戸慶治教授によって大分収容所の俘虜ヤーコブ・ノイマイアーJakob Neumaierの日記が翻訳されはじめ、前半分が前述したクロップアルバムからの珍しい写真も掲載されて刊行された[20]。戦争や収容にかかわる歴史ではあるが、大分収容所についてさらに多くを知り、伝えることが求められる。

本稿をまとめるにあたり、井戸慶治徳島大学教授、川上三郎徳島大学名誉教授、瀬戸武彦高知大学名誉教授、海上自衛隊幹部学校本名龍児一等大佐、元別府大学図書館の吉岡義信氏、森本卓哉医師、橘会浦田裕氏に情報の提供をいただいた。最後に地域社会研究に寄稿する機会を地域社会研究委員会長の篠藤明徳別府大学教授に与えていただいた。改めてここに心より感謝申し上げる。

1　現在聖地は、大分県より大分遺族会連合会が管理を受託し、維持管理を地元の志手地区の街づくりグループ「志豊会」によって行われている。『大分県遺族新聞』令和３年１月15日。
2　拙稿 「大分にあったドイツ人俘虜収容所」『芸術学論叢』別府大学文学部芸術文化学科、18号、2009年、114–130頁（以下、安松『芸術学論叢』2009年と略記）。拙稿「第一次大戦期のドイツ人の俘虜生活と美術活動―日本美術史家および版画家フリッツ・ルムプフと大分収容所の場合」『別府大学紀要』46号、2005年、55–70頁。
3　大分市の志手地区は明治期からみかんの生産、そして昭和50年代からはポンカンの生産でも知られる場所である。「「志手ポンカンは日本一」キャノン会長が舌鼓」『志手橘会ニュース』2020年６月。
4　大分県議会議長麻生栄作氏、遺族会連合会事務局長十時浩司氏、防衛省防衛研究場研究幹事庄司潤一郎氏、防衛省陸上幕僚監部二等陸佐山添直智氏、みえ記念病院副院長で郷土史家森本卓哉氏も尽力者として参列された。
5　志手の自治会や遺族会の方々を中心に、事前に日の丸とドイツの国旗、さらに参加者全員に遺族会事務担当の渡邊まなみ氏と御家族による手作りの日独の紙製の国旗が用意されて、大佐夫妻を歓迎した。自治会の方々は、前日の墓参行事を駐車の問題なく円滑にすすめられるように、墓地周辺のごみや、外に置かれた鉢植えなどを一時的に撤去するなど、細やかな配慮を示された。前日の行事は一部の関係者に限られたため、自治会の方々にとってこの日が交流の時間となった。自治会から大佐には名産のみかんが、大佐からはドイツビール（ダース）が、ゾフィア大佐夫人からは特別のシャンパンが贈られた。また園田忠明氏と園田英二氏からは詩吟と色紙が大佐に贈られた。
6　冨田弘『日独戦争と在日ドイツ俘虜　板東俘虜収容所』法政大学出版局、1991年、9–10頁。瀬戸武彦『青島から来た兵士たち　―第一次大戦とドイツ兵俘虜の実像』同学社、2006年、101頁。特に青島での状況が詳しい。
7　Besuch verschiedener Gefangenschaft in Japan durch Mitarbeiter der amerikanischen Botschaft in Tokio. : Reichsmarineamt BArch RM 3/6869 Bd. 11Bundesarchiv
8　習志野市教育委員会編『ドイツ兵の見たニッポン　習志野俘虜収容所1915–1920』丸善、2003年。鳴門市ドイツ館史料研究会『松山のドイツ兵捕虜と収容所新聞「ラーガーフォイアー」』愛媛新聞社、2019年。
9　安松『芸術学論叢』2009年、114–130頁。
10　夜遊びの場として、西大分のカンタンの女郎屋だったという指摘もある。大分合同新聞1962年12月21日「ドイツ人捕虜たち」。この記事は別府大学図書館の吉岡義信氏より提供を受けた。ここにお礼を申し上げたい。
11　安松『芸術学論叢』2009年、114–130頁。
12　少林寺で撮られた写真は、堂内で寛ぐ俘虜たちの姿を記録にとどめている。そのなかの写真をよく見ると、本堂の縁側に座る俘虜の足元に何十本ものビールが置かれている。木箱にキリンビールと書かれている。やはりドイツ人はビールを好んでいたことがわかり、また遠足が俘虜たちには癒しの時間だったことが改めて理解できる。
13　大分合同新聞1962年12月21日「ドイツ人捕虜たち」。
14　井戸慶治「大分俘虜収容所に関するノイマイアーの日記」『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』第16号、「青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究会刊行会、2020年、67頁。
15　Die Verteidiger von Tsingtau und ihre Gefangenschaft in Japan（1914 bis 1920）Historisch-biographisches Projekt von Hans Joachim Schmidt（seit 2002）
http://www.tsingtau.info Landgraf は、東京赤坂表町3–15に住んでいた。
16　「在日ドイツ人俘虜の救済義捐活動に積極的に取組んでおり、各地多数のドイツ俘虜と郵便物を交換していた」とされる。日独戦争の俘虜郵便。高橋スタンプの HP より。http://www.takahashistamp.com/mokuji2-2. htm
17　日刊電子　Täglicher Telegrammdienst Band am 16. Mai 1917. この史料はドイツ日本研究所に所蔵される電子データであり、そこには資料の概略として、「死亡通知1917年キーゼヴェッターは大分収容所で死去しました。死因は内出血です。（ブッターザック署名）」と記されている。
18　習志野市教育委員会編『ドイツ兵の見たニッポン　習志野俘虜収容所1915–1920』丸善、2003年、115–119頁。
19　安松『芸術学論叢』2009年、114–130頁。
20　井戸慶治「大分俘虜収容所に関するノイマイアーの日記」『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』第16号、青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究会刊行会、2020年、65–89頁。なおノイマイアーは習志野収容所に移送されており、習志野収容所でも記していた日記部分はディルク・ファン・デア・ラーン氏によって訳出されている。習志野市教育委員会編『ドイツ兵の見たニッポン　習志野俘虜収容所1915–1920』丸善、2003年、167–202頁。その後、2021年３月26日にキーゼヴェッター大佐とゾフィア大佐夫妻は、広瀬大分県知事非公式訪問のため、通訳の青山彌紀氏とともに大分に来訪した。午前中に到着し、大分県高齢者福祉課長黒田光代氏、同課長補佐浜松弘一氏、同主幹渡邊浩邦氏、大分県企画振興部副主幹山﨑基広氏、地元の園田一二氏、園田忠明氏や自治会員の方々の出迎えを受けて墓参を行い、昼食後、今秋の墓参に合わせた写真展の会場となるホルトホールを視察し、西寒田神社を訪問した。同神社では別府大学大学院文化財専攻を修了した稗田貞臣権禰宜に貴重な史料や神社内部に当時から残る樹木について解説いただいた。最後に大佐夫妻には別府大学に来訪いただき、今秋に別府大学でも写真展と講演を計画しているため、飯沼賢司学長の案内で18号館ギャラリーや大教室を視察された。写真［図10］は、前回の桜ヶ丘聖地墓参での植樹、およびキーゼヴェッター大佐と地元の方々との交流を記念してつくられた解説板「日独友好の桜」を前に撮影された大佐夫妻である。

図10 「日独友好の桜」解説板を前にした
カルステン・キーゼヴェッター大佐とゾフィア夫人
橘会浦田裕氏撮影

『野津原方言集』の電子化による地域と学生の交流

別府大学文学部国際言語・文化学科
教授　松田　美香

1　『野津原方言集』とは

大分市南部に位置する野津原（のつはる）地域は、平成17（2005）年の合併前は大分郡野津原町（1959–2004年）。江戸時代には肥後藩から現在の大分市鶴崎まで延びる、参勤交代に使用された「肥後街道」沿いの、熊本を発して４日目の宿場町であった。今市（いまいち）の「石畳」は、その当時の風情を残す。街道には川を渡る箇所が七つあり、これが「七瀬川（ななせがわ）」の名の元になったと伝えられている。当時、沿道には店も建ち並び隆盛を極めた。勝海舟、伊能忠敬、坂本龍馬などが通った（参考文献①）。

『野津原方言集』は、野津原町の有志７名が野津原方言を文字化して、日常生活や伝承物語を綴った冊子である。きっかけは、野津原地区の文化財調査の一環として方言採集を始めたことだったそうだ。平成７（1995）年から平成10（1998）年に前編・後編・こぼればなしの３冊本として野津原町教育委員会から発刊され、一度は完結した。ところが発刊してみると反響が大きく、好評に応えて30年間、現在までに年に１～２冊のペースで続編29まで続いているという。内容としては、方言辞書・昔話・民謡などを盛り込み、単発や連載として載せている。毎号100ページ前後の手作り冊子で、有名無名の画家が表紙やイラストを担当し、毎号色違いの表紙で手書きのタイトル文字。懐かしさを感じる装丁である。通巻35冊には、30年間の創意工夫と郷土愛が詰まっている。

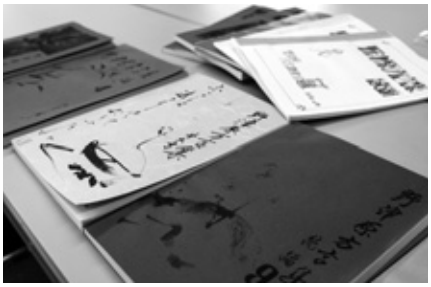
写真１：実際の『野津原方言集』

執筆・編集・製本を手掛けるのは、会長の小野寿祐氏、事務局長の佐藤源治氏、赤星ヨシミ氏、那須政子氏の４名である。Ｂ４版用紙を半分折にして両側に印刷し、袋とじにして背表紙を糊付けした冊子である。それぞれの行程を４人で分担して作成しているそうだ。当初７名で出発したが、３名は鬼籍に入られた。現調査員の４名にうかがうと、方言を求めて方言調査旅行、民放ラジオに出演した経験もあるそうだ。最高齢（97歳）の佐藤氏はつい最近まで小学校で読み聞かせに行っていたとのことで、大変精力的な方たちである。

2　『野津原方言集』電子化の必要性

『野津原方言集』は現在までで35冊。最初の３冊以外は手作りの冊子で、原稿はワープロ機で作成しデータを上書きするので、電子テクストは残っていない。この冊子の特徴である、方言音声を文字に写す「方言体」は琉球歌謡の『おもろそうし』（参考文献②）を代表として各地にあるが、30年間35冊を同じメンバーで出し続けている方言集は、日本で唯一と言えるのではないだろうか。定期購入者や寄贈先の公立図書館等では保存されると思うが、紙媒体だけでは心許ない状態である。

また、報告者はかねてより講義授業の中で、学生たちに「実際に語られる方言」を学ぶ機会を提供したいと考えていた。大分方言で語られる「豊後浄瑠璃」を YouTube で聞かせることもしていた（参考文献③）が、声の主はすでに故人であり、報告者にとっても不明な点を確認する術がなかっ

た。どんな言語も同じだが、方言体を読み解くには集中して方言を「学ぶ」必要がある。ただ講義で聞かせるだけでは、おそらく難解・退屈で頭に入らないだろう。さらに、内容の豊富さや面白さを理解するには、ある程度の量を読みこなすことが必要だと思われる。そんなある時、学生たちに授業の中で『野津原方言集』を電子化し、内容を理解させる方法を思いついた。不明な点は、実際に作者である調査会の方に尋ねることができる。これこそ「生きた方言の学修」になると、早速企画を練ることにした。あれこれ考えた結果、**オノマトペ（擬音語・擬態語）**や感動詞を講義の前半で取り上げ、『野津原方言集』の本文からオノマトペや感動詞を見つけ出し、データベースを構築・共有するという授業計画を立てた。

令和２（2020）年、新型コロナウィルス感染が世界中に広がり、方言研究者の間でも臨地調査が難しい中で談話の文字起こしや方言集の電子化データを提供し合う動きがあり、それも大きなヒントになった。

以上のような必要性、つまり「保存」「教育」「研究」の３つの必要性から電子化が必要だと考えたのである。特に、生きた方言を学ぶ「教育」のためには、今をおいて他にはないだろう。

3 協力体制

佐藤事務局長に電子化の許可や交流会を申し込んだのが、令和２（2020）年の夏であった。話を聞くとすぐさま快諾してくださり、OCR 処理用に全35冊の寄付を申し出てくださった。

「大学等による『おおいた創生』推進協議会」にも採択され、印刷会社に **OCR（光学的文字認識）**処理を発注した。夏以降も新型コロナウィルス感染者数が全国的に減少しておらず、交流会は Zoom 会議システムで行うこととし、大分市野津原支所で会議室を使用させてもらうことにした。報告者の実力では、Wi-Fi やそれに伴う設備の整った場所を借りなければ、遠隔での交流会は実現できなかったので、野津原支所の協力は非常にありがたかった。

10月下旬に OCR 処理をした Word ファイルが届いた。次の段階として、方言集本文を１枚ずつ手作業でスキャンし PDF ファイルを作成した。アルバイトの学生と取り組んだが、目標の15冊に届かず12冊までとなった。しかし、結果としては色付きの表紙の絵やイラストも残すことができて良かったと思う。

4 授業への組み込み

さて、別府大学には moodle（ムードル）という、オンライン授業の基盤となる仕組みがある。その中の「言語文化論Ⅱ」という科目上に数回に分けて、『野津原方言集』の Word ファイル、対応する PDF 原稿を載せた。学生たちには１回約８ページ分、PDF の通りに整形・修正する課題を出し、それを５回行った（合わせて約1,200ページ分）。ほとんどの学生はすぐに作業に慣れた。その際に意味のわからなかった語句、方言調査会の方に質問してみたいことなどを記入する「ワークシート」も提出させ、次の授業内で解説しては次回の課題を指示した。報告者では解決できない部分もあり、それは交流会で質問するように伝えた。

もう一つ、学生たちには自分の担当範囲から、オノマトペと感動詞を抜き出してデータベース化する課題も課した。それが「野津原方言集データベース2020」である。このような電子化を体験させることによって、方言資料とより深く接することが可能になり、交流会への参加動機も確立させることができたと感じている。

5 第１回 Zoom 会議システムによる交流会

11月26日10時40分から、野津原方言調査会と学生との Zoom 利用の交流会を実施した。野津原支所の会議室に調査会の方に集まっていただき、いわゆる「遠隔リアルタイム授業」の方式で報告者が調査会の方たちの発言を中継した。

まず、会長の小野氏からは「野津原で使われていることばを全部集めようと思ったら、それに生活文化が全部付いてきた」、「みなさんに研究しても

らえて嬉しい」というご挨拶のことばをいただいた。

次に学生たちから、調べてもわからなかった単語や野津原地域についての質問が出て、それに対して研究会の方から返答をいただいた。「人間の固えなー心ぅ許してち頼らるるが／岩ん固えなーどうにんならん（人間の固いのは心を許して頼ることができるが、岩の固いのはどうにもならない）」などの文で区切り方がわからないので教えてほしいという質問には、「ぅ」などの表記によって助詞が付いているということがわかるようにしたり、「／」のところ所に原文では１マス空けてあるのだが、そこで息継ぎ、区切れとなっているとの返答があった。また、「ヤシブする／隣ンがきがソリューミチョル（ヤシブすると隣のガキがそれを見ている）」の「ヤシブ」とは何かという質問には「卑しん坊が語源と思うが『ヤシボをする』で、人に隠れておやつなどを食べること」という返答があった。他に「クンズイチスル／シゴター／モーデケン（屈みこんでする仕事はもうできない）」、「シャブシャブ」は「激しいさま」、「どっとんどっとん」は「どんどんと・一気に」、「ぼそぼそ」は「やる気なさそうに」、「ヒューラヒューラ」は「ふらふらと」となど、質疑応答が続いた。歌の「ホーチョヌベヌベ」は郷土料理「鮑腸（ほうちょう）」を作るために小麦粉を伸ばすことで、「ぬべぬべ」は「伸ばせ伸ばせ」にあたることがわかった。方言だけでなく、「みなさんが考える野津原の良さを教えてほしい」という質問には、「地域のまとまりの良さがあり、伝統的行事を大切にしているところ」、「自給自足ができている」という返答があった。

野津原方言調査会からの質問もあり、「みなさん方の故郷のことばを使うか」に対して、「カベチョロ（ヤモリ）など今でも使っている」と即答する学生もいた。さらに「学生が使っている方言を教えてほしい」の質問には、「祖父と暮らしていて、道を案内するときにドンツキ（突き当り）を使う」という返答があった。また、「方言を使うことに恥ずかしくないか」という質問に、「恥ずかしくない」と答えた学生が圧倒的に多かった。調査会の方々から「良い機会をいただいて嬉しい。集大成になったと思う」、「堂々と方言を使っていることは自信を持って生きているという証拠だと思う」、「方言を自己アピールに活かしてほしい」というメッセージもいただいた。

その他に、「野津原地域は二世帯住宅が少なく、高齢者の一人暮らしが多いのが心配」、「交通の便が悪いためや子供の塾のために若い世代の住人が少ない」、「子供がおじいちゃんおばあちゃんのことばを聞く機会がない」などの地域の問題点も挙げ、それが方言集を発刊する原動力になっているとの話もあった。

学生たちは多少緊張していたようだが、この交流会によって双方の距離感が縮まったことは間違いない。

6 第２回 Zoom 会議システムによる交流会

その後も学生との作業は続き、年明けからは時間外学修として調査研究をするように課した。その結果を報告する授業では、オノマトペや感動詞についてのものが多かったが、歌詞や特定の方言単語やそれ以外の疑問などもあった。

令和３年１月21日の10時40分から、第２回交流会を実施した。最初に本取り組みに対する協力へのお礼と、試作品ながら CD-R に収めた『野津原方言集電子版（前編～続編９）』の贈呈を行った。内容は、『野津原方言集』前編～続編９までの全ページの PDF ファイル、同内容の OCR 処理した本文ファイル（Word）、学生たちの調査研究報告ファイル（PDF）、野津原方言集データベース2020（Excel）である。

そして学生たちの研究発表に移った。オノマトペの中に笑顔や涙に関するものが多いという「心情を表すオノマトペ」の傾向を調べたものや、「ぬぱっと（パカっと）」「ひょかっと（急に）」など共通語にはないものを調べたもの、データベースを集計した結果として呼びかけや応答の感動詞が多いというもの、母親を呼ぶオカチャンという方言と他の九州方言を比較したものなど、どれも学生たちが自分の視線から興味を持ったり違和感を抱いたりしたことから調べた内容である。

それを視聴した研究会の方々からは、「こんな

に細かく熱心に調べてくれて嬉しい」という声が挙がった。また、オノマトペの「キンキン」について、「キンキンに冷えた水」などの他に「キンキン泣く」という、学生はなじみのない使用例について、調査会の方から高い音や金属の鳴る音としても使われるという説明があった。「人吉女房」と出てくるが、「人が良すぎて何でも他人に与えてしまう女房」だという回答で、「人吉」が地名ではなく「お人好し」の意味だとわかる例もあった。夜這いの失敗話に出てくる「りゃー」の意味が知りたいという質問には「驚きや失敗が混合したような気持ち」という返答があった。この方言集には、恋愛に関する内容も多く載っている。

何といっても学生を感動させたのが、佐藤事務局長の歌唱であった。「方言集に載っている歌を実際に歌ってほしい」という学生の要望で、事前の打ち合わせをしたわけではなかったが、佐藤氏が自ら作詞した「七瀬馬子唄」を一節、アカペラで歌ってくださった。抑揚豊かに「ハァ七瀬のせせらぎホイホイホイ」が響き、Zoomの画面上に「拍手」が咲いた。「生歌を聞くという他では体験できない貴重な体験をすることができた」、「歌のところで歌うリズムや音がわからなかったけどこんな感じで歌うんだなだと思った」等の感想が多数あった。

7 まとめ

授業後に学生が回答したアンケートには、「最初はどこが切れ目かもわからず、意味もよくわからなかったが、次第に読めるようになり内容も理解できるようになった」、「以前は、方言は田舎っぽいとしか思っていなかったが、歌や話などあり、方言は奥が深いなと思った」、「方言集を電子化して読むなどしながら１つの地域の方言について深く知っていくのは、この授業が初めてだったので、とても興味深く新鮮に感じた」など、肯定的な感想が多かった。さらに「(野津原方言調査会のために)何かできることがあったらしたい」、「自分の方言を見直したい」と書いている学生もいた。野津原方言調査会の30年間の取り組みの重み、そして交流会で学生にかけてくださった温かいことばによる反応だと思われる。

今後の予定としては、「言語文化論」の講義・授業内で残りの整形・修正を行っていくつもりである。オノマトペ・感動詞に関わらず、疑問点を列挙していき、調査会や報告者の解説を付記していくようなデータベースを作ることも有効だと思う。完成版に向けて、表記上の特徴や共通語を併記する必要もある。促音表記の揺れや誤植などに対する整理も必要だと思われる。

【付記】

野津原方言調査会と大分市野津原支所の皆様、その他本取り組みにご理解・ご協力いただいた皆様に心より感謝いたします。

なお、本取り組みは、「大学等による『おおいた創生』推進協議会」の支援を受けています。

【参考文献】

① 野津原伝統文化継承の会（2008）『方言でつづるふるさとの歴史とくらし』大分市役所野津原支所
② 外間守善、波照間永吉（2002）『定本おもろそうし』角川書店など
③ 豊後浄瑠璃（『羅生門』）由布市湯布院在住者、佐藤保見さんの平成15（2003）年82歳時の語り。
http://www.d-b.ne.jp/siga/sound/rasyoumon.html

写真提供：別府大学広報室　石川万実氏

写真２：野津原方言調査会との交流会

写真３：七瀬馬子唄を歌う佐藤氏

写真４：野津原方言調査会と報告者

編集後記

今回は、長年取り組んできた市民討議会について、外部から前田洋枝先生、伊藤雅春先生にも執筆いただき、充実した内容となりました。感謝します。また、大分県内に関わる２つの記事もセンターならでは、のものになりました。

地域社会研究　第32号
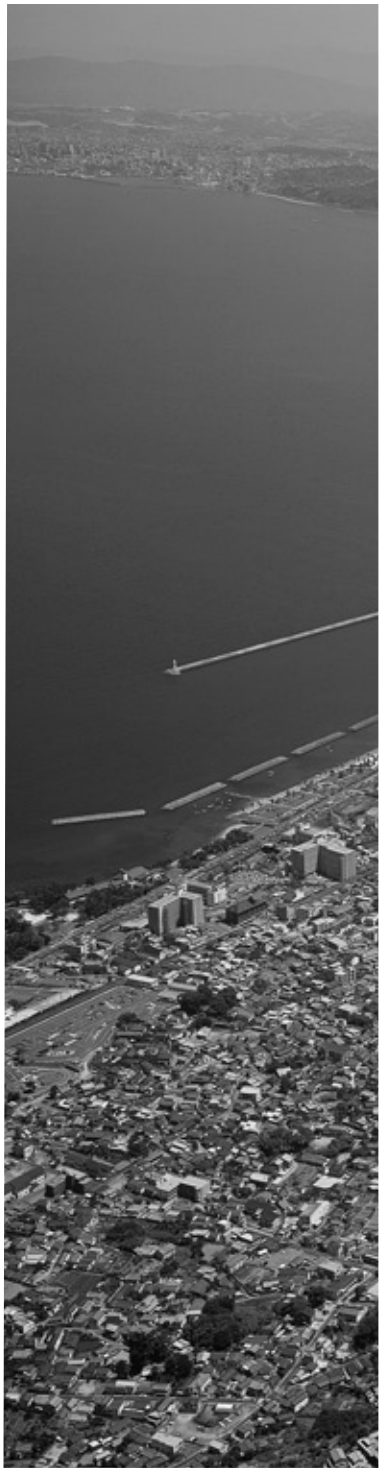
発行日　2021年3月15日
発　行　別府大学地域社会研究センター
〒874-8501　大分県別府市北石垣82
TEL 0977-67-0101　FAX 0977-66-9696
E-Mail shinoto@nm.beppu-u.ac.jp　担当　篠藤